

## 平成24年第4回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月13日(木)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町政に対する一般質問	7
4番 若林光雄 議員	7
1番 小杉修一 議員	12
3番 常山知子 議員	16
8番 大野喜明 議員	24
10番 林 豊 議員	30
12番 内海勝男 議員	38
○町長提出議案の報告及び一括上程	48
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第35号 皆野町こどもの医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	53
・議案第36号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第37号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第38号 秩父広域市町村圏組合の規約変更について	
○発言の申し出	58
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第39号 平成24年度皆野町一般会計補正予算(第4号)	
○会議時間の延長	74
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	74
・議案第40号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○日程の追加	76
○承認第4号の説明、質疑、討論、採決	77
・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて	

○同意第5号の説明、質疑、討論、採決 .....	7 9
・同意第5号 教育委員会委員の任命について	
○意見書の審査 .....	8 1
○意見書第2号の上程、報告 .....	8 1
・意見書第2号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備・飛行訓練計画の撤回を求める意見書の決議について	
○委員長報告 .....	8 1
○委員長報告 .....	8 2
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について .....	8 2
○諸般の報告 .....	8 3
○発言の申し出 .....	8 5
○議決事件の字句及び数字等の整理 .....	8 6
○閉会について .....	8 7
○閉 会 .....	8 7

○ 招 集 告 示

皆野町告示第83号

平成24年第4回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月7日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成24年12月13日

2 場 所 皆野町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

## 平成24年第4回皆野町議会定例会 第1日

平成24年12月13日（木曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

4番 若 林 光 雄 議員

1番 小 杉 修 一 議員

3番 常 山 知 子 議員

8番 大 野 喜 明 議員

10番 林 豊 議員

12番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第35号 皆野町こどもの医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 秩父広域市町村圏組合の規約変更についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての説明、質疑、討論、採決

1、同意第5号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、討論、採決

1、意見書の審査

1、意見書第2号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備・飛行訓練計画の撤回を求める意見書の決議についての上程、報告

1、委員長報告

1、委員長報告

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、諸般の報告

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	大塚宏	教育長	山口喜一郎
総務課長	大澤康男	町民生活 課長	吉田明夫
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	四方田勝吉
産業観光 課長	川田稔久	建設課長	小宮健一
教育次長	吉橋守夫		

事務局職員出席者

事務局長	高橋修	書記	黒澤栄則
------	-----	----	------

◎開会及び開議の宣告

(午前 9 時 0 0 分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。  
これより平成24年第4回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤径子議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

低温注意報がたびたび発令されるなど、例年になく、ひときわ寒い日が続く中、新たな政権の枠組みを選択する衆議院議員総選挙の熱い戦いも終盤を迎えております。

本日は、平成24年第4回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

議員各位のご協力をいただき、秋の諸行事も全て終わり、ことしも余すところ2週間余りとなりました。春3月オープンのみ～な子ども公園も大変好評をいただいております。町内外から、子供たちはもとより、保護者や中高年の多くの皆様が訪れまして、楽しんでいただいております。また、10月7日オープンし、2カ月が経過した「道の駅みなもの」の農産物直売所では、対前年比、客数が19.2%増、売上額も同じく19.2%増で、客数、売上額とも約2割増加というすばらしい成果で推移しています。これは道の駅登録効果により、遠方からの新たな客が多くなったことや農産物直売所部会の皆様の努力によるもので、感謝申し上げる次第であります。

順次進めてきた学校耐震化において、皆小体育館耐震化工事がこのたび完成し、全学校施設耐震化率100%に達しました。また、金沢小学校においては、来る4月1日、国神小学校への統合に向けて、関係者により閉校事業が予定どおり進められております。その他の事務事業におきましても、予定どおり進捗しております。

新年度予算におきましても、引き続き子育て支援策、元気で長生き対策、安全快適な生活が実感できる施策を推進するとともに、特に道路、橋梁の整備促進、新たに福祉3医療費の窓口払いの廃止、24時間無料医療電話相談事業の創設、3人目保育料無料化の拡充、バイオマスディーゼル燃料事業、山間遠隔地高齢者タクシー料金補助制度の創設など新事業として展開してまいります。健全財政を堅持しつつ、めり張りのある新年度予算編成に取り組んでいく考えであります。



本定例会におきまして審議いただきます町長提出議案は8件であります。ご審議賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

7番 新井康夫議員

8番 大野喜明議員

を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの2日間と決定いたしました。

---

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、4番、若林光雄議員の質問を許します。

4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 4番、若林光雄です。通告によりまして質問させていただきます。

年の瀬も迫りまして、ことしも残り少なくなりました。衆議院議員の選挙が12月4日告示となりまして、16日、投票、即開票と慌ただしい毎日が続いております。また、12月7日には、宮城県沖の地震が発生いたしまして、町内でも大きな揺れとなり、また宮城県においては津波警報等東日本大震災を思い起こすような規模の地震が発生いたしました。しかし、大きな被害もなく、災害に対する備えなど安心安全に対する関心が再確認されたものと、非常によかったと思っております。

さて、それでは通告によりまして質問に入ります。定例会で2点お伺いしたいと思います。まず、第1であります。ことし第4次皆野町総合振興後期基本計画の冒頭、石木戸町長は、夢をはぐくめる安全で安心な快適なまちづくりと、大変すばらしいことをおっしゃられました。しかし、まことに残念なことに、金沢地区住民が大変心配しておりました最悪の事態が起こってしまいました。11月16日、夕方6時過ぎ、建設残土の崩落により、押し流された土で住宅2棟が全壊し、また谷間が下流に向けて350メートルにわたって埋まってしまいました。また、現場は県道前橋長瀬線沿いで、16日夜から17日夕方まで通行どめとなりました。以上の内容につきましては、マスコミの報道によるものでございますけれども、崩落当時、住宅の所有者は不在でありまして、難を逃れたことは不幸中の幸いであったと思えます。

私は6月の定例会で、地元の区長から、降雨時の残土埋め立ての流出が心配なのだと相談を受けまして、金沢地内の林地開発について、町ではどのような指導をされたか。また、今後どのような指導をされるのか、伺いました。答弁の中で石木戸町長は、「開発許可権限は埼玉県の所管であり、秩父農林振興センターや秩父環境管理事務所とも連携をとり、災害のないよう対応します」、そしてまた、担当課長は、「土砂の流出防止については、県から指導を行っていただきました。また、問題が発生した場合には県と連携をとって対応してまいります」と答弁をいただきました。答弁の内容を確認した中で、私は今後において県関係機関ともよく連絡を取り合っていただき、地元住民が安全で安心した生活ができるよう十分な対応、指導を要望いたしました。

しかし、結果といたしまして、想定外の事態となりました。石木戸町長の答弁にもありました、開発の許可権限は埼玉県の所管であるため、皆野町、当町の直接の責任は考えづらいと思えます。しかし、町内で発生した事故は天災ではありません。町では、県当局に対してどのような意見、そして要望を求めたか。また、2棟が崩壊して、そしてまた土地についても建設残土で覆われてしまっている、このような状況の中、補償関係も大変な問題であるかと思えます。町においては、被害者の立場に立って施工者、そして県との中で相談に応じながら解決に向けたアドバイスをいただきたいものと考えます。そして、今後まだまだ残土の流出の危険性も考えられる状況でございます。下流への影響も心配されます。土壌の検査、また水質の検査等も含めた今後の処理対応をどのような視点で求めていくのか、お聞きしたいと思います。

次に、2番目として、消防関係についてお伺いしたいと思います。11月11日、皆野町消防団特別点検が実施されました。町民の生命、財産を守るため、日夜活動している消防団員が、日ごろの訓練の成果を公開し、消防機械器具の点検を受け、火災の多発時期に備えるために行うものでございます。朝7時から予習を実施し、8時から点検が開始されました。団長による人員報告では、166名の出勤人員でございました。これは現在消防団員209名に対しての80%に当たる団員の出勤をいただきました。その後は閲団、部隊点検、機械器具点検、そして消防操法競技会と進行いたしまして、出勤部隊におきましては、練習量は異なりますけれども、夏の暑いときから優勝を目指して各隊ともに厳しい練習を重ね、当日を迎えたわけでもございました。そして、すばらしい成果を発揮されました。その後は放水訓練、分列行進、また閉会式と進みまして、町長であります点検者講評においては、極めて優秀と最高の評価をいただき、平成24年度

の特別点検は終了いたしました。

しかし、消防団員の主な活動の一つには、火災の多発期における予防消防であります。町内のどの分団におきましても、寒い冬季の間、夜間警備をいたしまして、夜間のパトロールを実施していただいております。また、いつときであっても火災出動をいたします。消防団員は、消防の使命のもと、年間を通じ、昼夜自分の仕事の傍ら、町民の生命、財産を守るべく活動をしております。町民の一人といたしまして、私も大変感謝をしております。

ここで、3項目について質問させていただきます。1つは、消防団再編について、現在三沢地区の5分団も1部制に改編されたと伺っておりますが、現在その再編はどのように進展しているのか、お聞きしたいと思っております。

2番目として、以前、私たちが消防団活動をしているころ、定員が339名ということでした。最近の消防団再編に伴う定員は現在何名ぐらいになっているのか。そして、その再編後に最終的には定員を具体的にどの程度の人員にするのか、伺いたいと思っております。

3番目といたしましては、今回の再編の見直しに伴って団員の手当の見直しを要望したいと思っております。団員手当について調べてみますと、平成2年の条例改正に伴って現在の報酬となっております。改正後20年以上経過をし、推移をしております。現在団員の確保は少子高齢化の中、地元企業の雇用も少ない関係から大変厳しい状況でございます。しかし、災害が起これば、頼みは消防団でございます。安全で安心な生活ができるまちづくりに多くの活躍をいただいております。秩父消防本部管内におきます秩父市、他の町の消防団員手当と比較する中で、見直しの検討は考えられるものか、お伺いしたいと思います。

以上、質問させていただき、この席からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） おはようございます。4番、若林議員さんの一般質問の通告に対してお答え申し上げます。

1番目の建設残土の埋め土崩落についてお答え申し上げます。まず最初に、このたびの埋め土崩落の概要、また林地開発の概要について申し上げます。また、経緯につきましては、先ほど若林議員さんがおっしゃられたとおりでございます。

その概要は、場所は金沢地内で、11月16日午後6時ごろ発生し、延長350メートル、幅20メートルから50メートル、厚さ3メートルから13メートル、面積で1.7ヘクタール、土量で5万立方メートルという土砂が下流の民家2棟を崩壊したものでございます。当日は、町長を初め職員も現場に集合し、対応したところでございますが、人的な被害はございませんでした。

崩落したこの残土処分場は、森林法に基づく林地開発許可を秩父農林振興センター所長から受け、金沢地内に事務所がある有限会社トレードナインが行ったものでございます。したがって、この開発行為に関する事業者は有限会社トレードナインであります。また、林地開発許可権者は県秩父農林振興センター所長でございます。町におきましては、定められた手続きに基づきまして、県から意見を求められ、土砂の流出や出水対策の万全を期し、隣接地域への被害が及ばないよう適切な対策を講ずることなど6項目を付した意見書を提出しました。

なお、この意見書は、この意見の内容によりまして、何ら町に責任が及ぶものではございません。

このような手続を経まして、昨年9月13日から県の許可のもと、有限会社トレードナインにより残土処分場として盛り土が始まったものでございます。

なお、崩落発生後におきましても、崩落現場の状況、2次災害の防止作業、対応策の打ち合わせ事項等々につきまして、秩父農林振興センターから町に対し逐一報告を受けております。

お尋ねの2点目の補償問題に対する町の考え方を申し上げます。被災された四方田さんへの補償につきましては、埋め土事業者と四方田さんの両者において交渉を進めることとなりますが、町としましても、埋め土事業者、県秩父農林振興センターに対しまして、被災者に対し、誠意を持って確実、迅速な補償をするよう強く要請しております。町におきましても、円滑な補償ができるよう仲を取り持つ形の中で被災者側に立ち、できる限りの対応をまいります。

なお、11月26日に皆野町役場会議室において被災者の四方田さん、町、県、事業者で経過説明、今後の対策などの説明と話し合いが持たれました。また、あわせまして、被災者の四方田さんとその親族、事業者のトレードナインで第1回の補償交渉が持たれました。その後2回持たれまして、現在のところ、合わせて3回の補償交渉が同社において行われるとの報告を受けております。

なお、補償交渉の状況等により、県が相談に乗ることで両者も了解しておるところでございます。

3点目の埋め土崩落の今後の対応についての考え方ですが、町としては、事業者、県に対し、2次災害の防止の徹底、被災者への迅速、確実な補償、下流域の土石流防止対策を強く要請するとともに、確実な履行を求めています。現在までの主な安全確保のための緊急対策として事業者トレードナインにおきまして、仮水路の掘削作業、土砂流出防止土のう設置、諏訪沢暗渠はけ口のはけ口工、排水ポンプによる排水、埋没家屋の掘り出し等を行い、県においては、土石流自動警報装置の設置、監視カメラの設置、土壌・水質検査、放射能測定等を行いました。

なお、この測定値は異常なしの連絡を受けております。また、下流域の長瀬町住民に対する説明会も開催したとの報告を受けております。

今後の抜本的な対策につきましては、県との協議、調整により、事業者において原因究明と本格対策の検討を進め、実施していくものであります。今後の対策状況につきましても、逐一町への報告があります。

2番目の消防団員手当の見直しについてお答え申し上げます。元消防団長ならではのご質問でございます。1点目の消防団再編の現状について申し上げます。再編の基本方針につきましては、去る6月議会において町長から若林議員に申し上げたとおりでございますが、1分団は現行のとおり2部制として、旧村の2分団から5分団については順次部制を廃止、1つの分団制に移行する計画で進めております。必要に応じました地元説明も終わり、平成25年度に日野沢地区から詰所の建設、消防車両、機械器具の整備を進めまして、三沢地区、金沢、国神地区の順に年次計画で再編を進めてまいります。

2点目の再編後の消防団員の定数について考えを申し上げます。現在の団員定数は、平成18年に339人から251人といたしております。現時点では定数251人に対して実団員は209人で、欠員が42名となっております。このような現実を踏まえるとともに、再編後の団員定数につきましては、消防団の意向等もよく踏まえまして、特に新入団員の確保を重点的に図るとともに、消防力が低下しないような適正な定数を検討してまいります。ちなみに秩父4町の消防団員定数でございますが、横瀬町が192人、長瀬町が110人、小鹿野町が師団制でございますが、640人です。

3点目の団員手当について申し上げます。消防団員の皆様には、地元のことは地元で守るとした消防精神により、熱心に消防活動に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。日夜を問わず

活動いただく消防団員の皆様には、当然のこと適正な手当、報酬を支給すべきであります。

なお、参考に秩父4町の団員手当年額を申し上げますが、長瀨町が3万5,000円、皆野町、横瀬町がそれぞれ2万7,000円、小鹿野町が2万5,000円でございます。

皆野町につきましては、平成2年の改正ということでございます。このようなことも踏まえ、また近隣4町の手当を参考にしまして、前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 4番、若林議員さんから通告がありました建設残土の盛り土崩落について回答いたします。

初めに、11月16日崩落前、土砂流出防止対策について、県からの指導はどうであったかのご質問について。ことし4月に地元から開発区域内の土砂が流出しているのではないかと通報がございました。直ちに県に報告をし、県と町の職員が現地に赴き、業者立ち会いのもと、現地確認をいたしました。そうしましたところ、林地開発許可の区域外に盛り土があったことから、それを区域内に引き上げること、そのとき土砂が流れ出さないよう応急措置として布団かごを設置するよう県から指導していただきました。

次に、その後について、町では県に対してどのような意見、要望を求めたかのご質問について。6月定例会の若林議員さんからの当該林地開発の一般質問について県に話をさせていただきました。町は、問題が発生した場合、県と連携し、対応していく体制をとってまいりました。6月定例会から崩落前まで、地元からの問題や情報は聞いておりませんので、町から県への意見や要望は特にしておりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 大変ありがとうございました。皆野町といたしまして、開発の許可の権限は埼玉県の所管でありまして、直接の責任はないと考えられますが、今回の残土の崩落におきましては、2棟が崩壊してしまったということで、被害者が11月17日の朝、想定もしなかったことが起こってしまったと。そして、今は何も考えられないが、ただ、先祖のお位牌、そしてとばにあった薬師様、それだけは早く掘り出してほしいと涙ながらに言われました。その後におきまして、先ほどご説明もありましたように施工者等の早期の対策、対応をとっていただきました関係から、先祖の位牌、また薬師様も見つけることができたようでございまして、とてもよかったですと思います。

今後については、事故後の補償の問題だろうと思います。先ほど副町長からご答弁いただきましたが、何回か役場庁舎をお借りする中等で、施工者、また県、被害者との補償打ち合わせも何回か持たれたようでございます。先般、被害者の四方田さんとお会いし、お話を聞きしましたら、金銭的な補償の内容は納得できる金額が出ましたと言われていました。ただ、出た数字の後、いつ支払っていただくのか、またそれをどういうふうな形でいただけるものかということについて、今打ち合わせしているということだそうです。ただ、その中で施工者の方たちについては、全部が全部私たちが払うのではなくて、県にも払ってもらったらどうかと、半分は県で持ってほしいというような話に、ちょっと局面が変わってきたような話を受けました。当人は、そこで心配しているところでございますが、その辺も含めて県当局、また施工者とスムーズな形で、早い機会に補償の支払い等が済ませていただけるよう適切なアドバイスを町からいただけたらと思う次第でございます。

また、消防団の関係につきましては、内容もよくわかりました。また、団関係におきましても、いろいろ前向きに考えていただけるというような答弁をいただきました関係から、今後消防団でも火災や災害のないまちづくりのために大いに活躍をしていただけるものと確信いたしております。大変ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。ことし5月の能林林道の土砂崩れ、そして今、若林議員が質問されましたが、今回の金沢地区の残土置き場の崩落等町内において大変なことが続いてしまいました。一刻も早い復旧、改善に努めてもらいたいところであります。しかし、先日の中央高速道笹子トンネルの天井崩壊事故などは、全く予期されずに、とうとい多くの人命が失われてしまいました。天災にしろ人災にしろ、このような事故を未然に防ぐことはできなかったのかといろいろ心配してしまうとき、当皆野町において、以前から存在する懸念があり、何分よくわからないので、お聞きしたいと思います。

それは質問の1項目めになりますが、町道国神1号線における地すべり対策等についてであります。金崎と国神を結ぶ町道国神1号線は、昔は県道でありましたが、ある事情により町道になった今日も変わらず大変重要な道路であります。金崎神社付近一帯が、かねてより地すべりが進行していると聞いております。

そこで、①、県道から町道に変更された経緯と、そのとき地すべり対策等について、県から確約的なものがあつたのかどうか。

②、地すべりの現在に至るまでの状況と見通し、対策及び成果。

③、ゴルフ場入り口付近の幅員等の改良など、今後の国神1号線の全体計画等を教えてください。

そして、次に質問の2項目めですが、これはみ～な子ども公園の利用者の声についてであります。み～な子ども公園は、さきの9月議会において大野議員の質疑があり、議会だより第3号にも載っていましたように、なかなか好評のようではありますが、付き添いで行く親御さんたち、利用者の方々から、日よけをつくってほしいとの強い要望が私のところにも実際に聞こえています。孫を連れていったのだけれども、暑くて、入り口のトイレの壁に張りついて見ていたとか、子供を連れて行って、車の中でエアコンをつけて待っていたけれども、容易ではないから、早く連れて帰ってきたというような話もありました。

このような声を聞きますと、開園時に日よけが整備されていてもよかったのではと思えてしまいます。それゆえ来年の暑い時期の前に実現されるのが切望されます。植えた木が大きくなって木陰をつくるような話を聞いたような覚えがありますが、当面は無理があるのではないかと思います。ここは町政の重点施策である子育て支援の一端の施設であるともお聞きしていますが、小さな子供に付き添う、例えば妊婦のお母さん、あるいは年輩の方々にも強い日差しは大変酷なわけで、時に熱中症も危惧されますので、早急をお願いしたいところであります。ちょうどいい場所も見受けられるように思います。

また、先日、大変な篤志をお寄せいただいた豊田様も、そのあたりと町の財政を見かねてくださったのかもしれない。豊田様に感謝申し上げますとともに、そのご厚意を有効に活用させていただくのとあわ

せて、今後の整備の予定計画等をお聞かせ願います。

以上、2項目4点ほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員の通告書1項目め、町道国神1号線の地すべり対策工事等についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の県道から町道に移管された経緯でございますが、昭和38年の栗谷瀬橋の竣工に伴い、昭和39年に金崎字岩下から国神字関谷までの県道、これが皆野町字外久保から国神字関谷までの間に区域変更されております。その後、昭和40年9月の町定例会におきまして、旧県道金崎岩下から国神関谷までの間が、町道国神313号線として町道認定されました。金崎地内の地すべり防止区域は、昭和34年10月に指定されており、昭和54年の調査開始から現在までの対策事業は地すべり対策工事として埼玉県の事業として実施されております。

次に、2点目の地すべりの現在の状況と見通し及び今後の対策でございますが、秩父県土整備事務所によりますと、地盤収縮計を10カ所に設置し、地山の観測を行っているということでございます。そして、昭和54年の調査開始から現在までに集水井を11基施行、現在は地すべりによる変動はないとのことでございます。今後につきましては、集水井の追加施行を金崎地すべり防止区域内の対策工事として平成30年をめどに実施し、その後は観察業務を行う予定とのことでございます。

次に、3点目、町道国神1号線ミッションヒルズカントリークラブ付近の道路改良工事でございますが、平成23年度にゴルフ場入口国神側の京が沢の暗渠部の拡幅工事を施行いたしました。今年度は、平成24年度でございますが、ゴルフ場入口金崎側の豆ガラ沢暗渠工の上部の拡幅工事を実施いたします。全体計画としまして、ケアセンターみんなのあおぞら駐車場付近から国神側へ全延長300メートル、全幅員8メートル、車道部は6メートルでございます。3メートル、3メートルの2車線でございます。この道路改良工事を実施する計画でございます。

なお、完成は平成25年度の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 1番、小杉修一議員のご質問のうち2項目めのみ～な子ども公園利用者の声について答弁申し上げます。

み～な子ども公園は、本年3月に開園をいたしまして、大変多くの子供たち、親子が、そして中高年の方々にも足を運んでいただいております。そうした中で、ご質問にありましたように日よけ対策としての要望があることは承知をいたしております。この夏につきましては、先ほどご質問の中にもございましたが、持ち運びのできる椅子を用意いたしまして、大きな木の木陰を活用していただきました。また、これもご質問にございましたけれども、大変高額のご寄附をいただきましたこともありまして、み～な子ども公園につきましては、これで全て完成とは考えておりません。引き続き必要な整備を図ってまいります。

来年度の予算におきましては、まだ確定的なことは申し上げられませんが、大きなあずまやのようなものは考えておりません。できれば子供がわくわくするような遊具と一体感のあるもの、開放感を妨げない、死角をなるべくつくらない、そういった点に留意をしながら日陰の対策をとってまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ありがとうございます。それでは、再質問を少しさせていただきます。

まず、1項目目で質問いたしました、国神1号線の件でありますけれども、自分たちが幼少の昭和38年、39年のころ、栗谷瀬橋が完成し、その指定がえに伴って町道に変更されたとお聞きしました。しかし、地すべりに対しては昭和34年、それ以前にどうもわかっていたということで、そうすると、この時点で、もう既に県も認識しているので、引き続きとにかく面倒を見るという体制はとってもらっているという認識でよろしいのかと思うのですけれども、これがいろいろな技術を駆使していただきまして、現在地すべりは発生というか、動いていないと、一安心するに足りるデータがあるのかもしれませんが、これが平成30年というときに大体完成して、どうもあそこのおさまっていくという考え方をしたので、よろしいのかなという気がしますけれども、あの周辺の人においては、先祖からの土地が、そのころにおいて多分保安林という形で手をつけられないものになっていると。全く先祖からの土地が有効的に活用されない部分もあるのですけれども、この保安林に関しましても、昭和30年を待てば解除されるような見通しを持ってよろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○1番（小杉修一議員） 平成30年です。済みません。

○議長（大澤径子議員） 訂正ですか。

○1番（小杉修一議員） そう。訂正です。

○議長（大澤径子議員） 平成ね。

○1番（小杉修一議員） 変更は昭和です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員さんの再質問にお答え申し上げます。

平成30年に県のほうで集水井の工事を、この言葉としましては、概成という言葉でございます。完成ではございません。というのは、概成とはどういうことかと申しますと、今現在観測をしております、その結果に基づいて集水井、これは井戸で水をとるものでございますが、それらの工事をして、実際の地すべりをとめるような今方策をとっていると。この集水井というのは、かたい構造物で地すべりをとめるものではなく、水を抜いて、その根本から動きをとめたいという工事でございます。その工事を当初の計画に基づいて平成30年に完成をします。ですから、この平成30年に集水井をつくりまして、その後はしばらく観測をします。また、変動があったりした場合には、次の対策を考えるというふうなことだと思います。

なお、ご質問の保安林につきまして、この保安林と地すべり、直接の関係はございません。保安林の指定というのは、別の観点から指定になってございます。ですから、平成30年になりまして、保安林の解除ができるかどうかというふうな問題ではないと認識してございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 何分これに関しましても大きな自然との闘いになる部分で、町としても大いに奮闘して、何しろいい方向に向かっているようですので、頑張ってくださいということでもあります。それで、平成24年度に町道1号線の拡幅工事300メートルがなされるというお話をいただきましたけれども、



あそこのところは主要な道路で、夜になると暗くて、ゴルフ場入口付近はカーブだったり、ガードレールで狭かったり、せっかくいい橋がかかったのですけれども、まだ生きてないのです。その先のガードレールが狭くて生きてないのです。あそこを夜通ると、お互いに向かい合ってくる相手が見えてしまうものですから、あうんの呼吸でうまく譲り合うというのが、これまた難しい距離なので、割と通りにくい場所になってしまっているのです、ぜひそこのところも大いに推し進めていただいて、安全に早期に完成させていただきますようお願いいたします。

次に、み～な子ども公園でありますけれども、私が質問というか、要望させていただいているわけなのですが、あずまやというふうなものは考えていませんと言われてしまったので、非常に残念で、まさにあずまや的なものをつくれなんでしょうかという期待が大いにあったわけで、まずそこが、本当はどうなのでしょうね。さっきも触れさせてもらいましたけれども、大変な篤志をいただいている、有効に活用ということであれば、きょうの石木戸町長の最初のご挨拶の中でも、み～な子ども公園は町外からも来てくれて、なかなか好評なのだと言ったような感じでご挨拶されましたけれども、これが足りないのです。これは本当にみんなが要望しているので、そのような篤志もいただいているので、ぜひあずまや的なものを検討していただきたいのと、場所は適当な場所がありますから、一緒に考えませんか。よろしくお願ひします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 大変多くの方に利用していただいて喜んでおるのですけれども、豊田幸雄様から多額のご寄附をいただきまして、公園の整備を図ってほしいという趣旨の寄附でもございましたので、有効に活用させていただきたいと思っておるのですけれども、先ほど健康福祉課長から答弁を申し上げましたが、死角になるような建物ですと、せっかく付き添いに来ている親御さんから見たときに、子供はかなり行動力がありますので、方々を飛び回ったりして見えないところになってしまうという懸念もあるわけでありまして、どういものがいいのかということになると、なるべく見通しがよくて、そして日陰になるようなもの、言いかえますと、大型のパラソルのようなものでもあれば見通しもいいのかなというような感じもしております。別にパラソルと決めたわけではありませんけれども、そんなことから、死角にならなくて、しかも保護者が安心していられるような、そんなものが考えられるかどうか、一生懸命検討してみたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） イメージはパラソルかもしれないけれども、パラソルでは、言葉としてあれでしょうけれども、やはりあずまや、それは壁がなくいいわけで、間伐材でどうですか、一工夫して。4本足があって、屋根をつけてやると。それなりに立派なものが、そんなにかからないで、間伐材あたりをこの際利用して、ちょっと磨いてつくっていただけたらなと思うのですけれども、あそこにいい看板も立ってまして、あの看板は誰が考えたのでしょうか。最後ですから、言わせてもらいますけれども、悪くないと思います。いろいろな方が公園を訪れると、今皆野町においても、全国的にもそうなのかもしれないけれども、ペットブームですよ。あの看板の中で、私が密かに評価したのは、「公園内で犬を放さないでください」「犬のふんは必ず持ち帰ってください」と。これは何げなく書いてありますけれども、よそに行くと、これを「公園に犬を連れてこないでください」って書く自治体が現実に少なからずあるのですよ。それを知っていますものですから、これは憩いで、今はかなりかわいいペットを飼っているひとり暮らしの人なんか結構そういうので癒やして飼われていて、家族よりもかわいがっているような人が多いで

すから、その辺も公園の今後の利用にぜひ考慮していただきたいことも申しつけ加えさせていただきます。とにかく来年の暑いときには、多くの訪れる人が快適になるように一工夫、よろしく願いいたします。

以上です。答弁ございますか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 申し上げますが、先ほど町長、また担当課長が答弁したとおり、また小杉議員さんの提案も参考に、公園にマッチした日陰をつくるということで進めます。

以上です。

〔「どうもありがとうございます」と言う人あり〕

---

○議長（大澤径子議員） 次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、質問に入る前に一言、金沢地域の残土崩落事故について述べさせていただきます。押し出されてきた土砂で住宅2棟が全壊してしまいました。幸い人的被害がなかったことが不幸中の幸いです。地元の人のお話を聞きますと、「トラックがどんどん入ってきた。土どめもない状態で崩れる危険があるからと秩父農林振興センターへ何度も直訴したが、冷たい対応で1度も見に来てくれなかった」、そういうふうにご話しております。残念ながら、そのとおりになってしまった。これは人災だ、そういうことのお話を聞きました。

皆野町は、県に意見書を提出しています。県に許可権限があったとしても、当該地域は皆野町です。意見書に外れたことがあれば、町としてきちんとした対応が求められます。私は、日本共産党、村岡正嗣県会議員に同行し、現場を視察しました。その後、上田埼玉県知事宛て申し入れ書を作成し、日本共産党埼玉県議団と私の名前で上田知事に提出しました。ぜひ今後とも町民の声を聞き、町民の命と財産を守るために、きちんとした対応をお願いしたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。第1番は、農地の耕作放棄対策についてです。現在日本の多くの企業が安い労働力を求め、海外へ進出し、そこで現地生産して逆輸入している状況です。なかなか町に企業を誘致するのも難しい現状ではないでしょうか。そのような状況の中で、地域に密着した地域住民の生活を直接支える産業を発展させることが重要だと考えます。それは皆野町においては農林業です。この農林業を町の基幹産業と位置づけ、地域一体でどうやったらやっていけるのかを考える必要があります。集落の衰退は、多くの場合、この基幹産業の衰退に基づいて発生していると指摘する学者もいます。中山間地域である皆野町における農業は、現在専業でやっている方は10軒程度と聞いております。皆さん頑張って、よい作物をと努力されています。

その反面、高齢化や担い手不足で農地の耕作放棄が進んでいます。私が住む国神地区でも耕されていない農地が目立ちます。どうかしてほしいという声を聞きます。そのまま放置をしていると、夏は草の中から大量の虫が発生し、冬は枯れ草となり、火事の心配も起こります。また、鳥獣の隠れ場所にもなっています。一番心を痛めているのは、農地の持ち主かもしれませんが、どうすることもできないです。人に

頼んで草刈りをしているところもありますが、大事な農地をそのまま放置しておくのではなく、持ち主と話し合い、対策をとる必要があると考えます。

まず第1に、皆野町において農地の耕作放棄の現状をどのようにつかんでいますか。

2番目として、耕作放棄に対し、町はどのような対策を考えておりますか。

次、大きな2番として、皆野町の郷土芸能を守り発展させるためにという質問です。私は、ことしのふれあいまつりに参加し、皆野町の郷土芸能を守っている方々がたくさんいることを知り、本当に頭の下がる思いがしました。秩父音頭、秩父屋台囃子、各神社の獅子舞、神楽、そして人形浄瑠璃など、すばらしい郷土芸能がしっかりと受け継がれてきたことを感じました。皆野町後期総合振興計画の中に「獅子舞、神楽、人形浄瑠璃などの伝統芸能の保存と後継者の育成や発展の機会の拡充を図ります」とあります。活動している方々の苦勞話もお聞きしました。太鼓の音がうるさいとどなり込まれたり、練習場所を確保するのも大変な状況だということです。また、一つの文化団体への町からの補助金は年2万5,000円です。月にしたら2,083円、補助金としては余りに少ないと思います。ある文化団体は、ほかの地域へ演奏に出かけるとき、たくさんの道具を運ぶため、ほかの人にお願ひし、そのお礼をしたり、ガソリン代の費用もばかにできません。また、参加者にお茶を出したり、持ち出しの部分が多いと聞いております。振興計画にあるように皆野町の郷土芸能を守り発展させるために練習場所として文化会館を無料開放し、練習を気兼ねなくやってもらうよう町として応援すべきではないでしょうか。

また、2つ目として、財政面でも文化団体を支えていくために補助金について増額する考えはあるでしょうか。大きな3番として、公共交通対策の進捗状況について伺います。皆野町議会総務教育厚生常任委員会では、身延町の公共交通の視察、議員全員による胎内市の公共交通の視察を行いました。この2回の視察には、町長、総務課長にも同行していただきました。また、その前には総務教育厚生常任委員会で町バス、町営バス、西武バス三沢線の利用状況について、バスに乗り、調査を行いました。私個人としても吉田のデマンドタクシー、また最近ではときがわ町の公共交通について視察させていただきました。そして、これらの視察調査を通じまして、ほとんどの町や市が商工会などと一緒に取り組み、町の活性化を図っている。2番目としては、行政、住民、事業者と一緒に公共交通対策会議を立ち上げ、取り組んでいる。国などの補助金を上手に活用している。公共交通などの専門家の知恵をかり、検討している。まだまだあると思いますが、以上のようなことを学びました。

さて、これらの視察調査を通じ、学んだことを生かして皆野町としてどのような公共交通を検討し、目指すのかが問われているところです。また、この問題は、すぐに動き始められるものではありません。さまざまな検討を重ね、皆野町に合ったものをつくり上げる必要があります。しかし、早く、今すぐにという声も聞きます。町として動き出しているのか、進捗状況をお尋ねします。

以上、質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 3番、常山議員さんから通告がありました農地の耕作放棄対策について回答いたします。

初めに、皆野町において農地の耕作放棄が進んでいますが、その現状をどのようにつかんでいますかとのご質問について。2010年の世界農林業センサスの耕作放棄地面積によりますと、大字皆野地区2,529アール、国神地区2,910アール、金沢地区が2,848アール、日野沢地区が2,449アール、三沢地区が5,335アール

ル、皆野町の合計が1万6,071アールでございます。

次に、耕作放棄地に対し、町はどのような対策を考えていますかとのご質問でございますが、耕作放棄地について全国市町村を対象としたアンケート結果では、耕作放棄地の発生原因は高齢化、労働力不足が最も高く、また農産物の価格の低迷なども大きな要因とされ、中山間地域においては鳥獣害被害による要因も大きくなってきております。本町における耕作放棄地についても同様と考えられますので、耕作放棄地の対策は、これらの発生原因の解消と耕作放棄地の利用に取り組む必要がございます。

そこで、町では、担い手不足の解消として、町内の新規就農者で組織いたします、みな未来農業研究会の事業の推進と担い手の育成に協力をしております。農家は、栽培した農作物を販売して収益が上がることで、耕作意欲が高まり、ひいては耕作放棄の発生原因の解消につながります。そこで、町内へ多くのお客様を誘客するため、ちちぶ農業協同組合のご協力をいただき、皆野農産物直売所を道の駅みなものとして登録いたしました。登録後の入れ込み客数は、前年と比べると伸びているとのことですので、農産物の売り上げも伸び、収益の向上につながるものと考えております。農作物が有害鳥獣に荒らされることなく収穫できることが、次の耕作への励みとなり、ひいては耕作放棄の発生原因の解消にもつながります。

そこで、収穫期を迎えた農作物を有害鳥獣から守るため、有害鳥獣駆除実施班への有害鳥獣捕獲事業の委託と有害鳥獣の防護柵等を設置した農業者に対し、設置費補助金や耕作放棄地の活用と解消を進めるための補助金を用意しております。団体による耕作放棄地への取り組みについても行っていただいております。中山間地域等直接支払い制度を活用して7団体が、農地・水・環境保全向上対策を活用して4団体が、地域で力を合わせ、農地の多面的機能を確保することにより耕作放棄地の発生防止に取り組んでいただいております。農業委員会では、大淵地内の畑を利用して、ふるさと農園47区画を開園し、希望者への貸し出しや下田野地区、立沢地区の耕作放棄地を利用した体験農場でジャガイモの栽培体験に取り組んでいただいております。町では引き続き、ただいま回答いたしました耕作放棄地の対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 3番、常山知子議員さんの皆野町の民俗芸能の継承、保存についてお答えいたします。

民俗芸能とは、それぞれの地域の中で、住民みずから育て、伝承してきた演劇、舞踊、音楽及びそれらの要素を備えた儀礼や行事などを言います。地域に根差し、郷土色に富むところから、以前は郷土芸能、郷土芸術などと呼ばれていましたが、これを民俗芸能と言い改める風習が昭和20年代後半あたりから生まれるようになりました。郷土の名が、とかくその芸能の特性を一小地域内のものと認識させる懸念があるためでした。そもそも文化財保護法上、民俗芸能、すなわち無形民俗文化財は、そのままの形で保存することは自然的に発生し、消滅していく民俗資料の性質に反し、意味のないこととされていましたが、その保存手法としては、記録保存の措置をもって足りると考えられてきました。しかし、社会教育の視点から考えますと、民俗芸能の継承、伝統の意義は、地域社会の連帯の維持と活性化を狙いとするところにあります。民俗芸能は、郷土に伝承されてきた貴重な文化遺産であり、その継承と保存を図ることは、郷土への愛着や誇りを育むとともに、地域活性化のためにも極めて重要であります。しかし、過疎化、少子高齢化による担い手不足、用具等の老朽化、社会通念の変化の影響による伝承意欲の低下など、その伝承、保存に当たってはたくさんの課題があります。

そこで、文化会館の無料開放の件ですが、使用料は公共施設などの利用者、すなわち受益者に、その利用の価値として負担していただいているものであり、利用者から見れば、当然安価であればあるほど、さらに無料ならば、さらに喜ばしいものであります。しかし、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足は税金で賄うこととなります。町民全体で負担することとなります。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平化を確保するために特定の利用者に限ってサービスの提供を受けるような場合には、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求めるという考え方です。この受益者負担の適正化には原則が2つありまして、1つが負担公平の原則であり、もう一つが負担均衡の原則というふうに言われています。したがって、以上の理由から、議員さんご指摘の無料化については、現在のところ、今までとおりで、ぜひご理解いただきたいな、そんなふうに思います。

また、補助金の増額についてですが、皆野町は行財政改革等で補助金等の見直しを行い、平成17年度より現在のようになりました。団体や構成員の受益者負担の考えから、町内全ての団体や協議会への補助金や助成金について、補助目的、補助期間及び実績報告書などを精査し、廃止や削減を行いました。その結果、議員さんご指摘の補助金の増額については、補助金ではなくて、民俗芸能13団体に無形文化財後継者養成交付金として援助をしております。ぜひそのところをご理解いただきまして、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番目の公共交通対策の進捗状況についてお答えします。

新潟県胎内市と山梨県身延町のデマンドタクシー等の公共交通関係の議会視察研修に同行させていただきました。人口3万800人の胎内市においては、10人乗りタクシー6台、1日平均165人、年間経費3,000万円、人口1万4,500人の身延町はジャンボタクシー4台、1日平均59人乗車で、初期投資が3,000万円、運営費が毎年4,000万円とのことであります。このようなデマンドタクシーの運行状況や近隣市町村の状況等を参考に、内部にて検討を重ねてまいりました。また、現在の路線バスは、乗客数は少ないとはいえ、長い間地域の方の生活に密着し、特に朝夕の通勤や皆高生、小中学生の通学や休日を主とした多数のハイカー等の輸送には、まだまだ欠かせません。デマンドタクシーは、基本的には、この路線バスと公共交通区域を除くものであり、町内の多くの地域が除かれます。

このようなことから、現在の路線バスとの共存共栄は困難であり、不合理であると考えられます。町民が日常生活において生活物資の買い物や病院等への受診、通院において、どのような方が移動手段に困っているかを考えてみますと、商店や病院、駅やバス停などから遠隔地に住む運転できない高齢者であると思われます。ついては、遠隔地に住む運転できない高齢者の移動手段の確保をどうすべきか検討しました。幾つかの手法を検討しましたが、タクシー料金を補助する制度で対応することがベターであるとの考えに至りました。

現在考えている大まかな概要は、駅バス停からおおむね1キロメートル以上離れた山間地域の運転免許を持たない70歳以上の方で、週1回、町中心地へのタクシー料金のおおむね半分を補助する制度を考えています。このような高齢者タクシー料金補助制度なるものを創設し、山間地域の定住化にもつなげるべく、来年4月1日実施に向け、町内タクシー業者と協議、調整を進めております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、順番に再質問をさせていただきます。

まず、最初の農地の耕作放棄についてですが、現在は日本の食料自給率もご存じのとおり39%と本当に低い状態です。日本の農業を守る上でも、また農地を守る上でも耕作放棄の対策を進めていく必要があると思います。先ほどの答弁の中で、たくさんのいろいろな団体や、それから中山間地域の補助制度などを利用して皆野町でも努力されているということはよくわかりましたけれども、またさらに私もそういう声を聞きますので、農業者の方とか、秩父農林振興センターの専門家の方とぜひ話をさせていただいて、もっともときめ細かく農地を、今耕していないところを調査して対策を進めていっていただきたいと思います。

それから、私は、例えば小麦の生産、秩父地方では、以前は、もう昔になりますけれども、農家ならほとんどの家がつくっていて、それを収穫して販売したり、自分の家で消費していました。それが担い手も少なくなったり、安い外国産がどんどん入ってきて、麦畑も本当に珍しくなっていましたけれども、そういう麦などを育てたり、そういうことも必要だと思うのです。今道の駅の話が結構出ていますけれども、道の駅みなので手打ちうどんが評判です。うどん打ちの得意とする町の婦人の方が交代でうどんを打っていますけれども、このうどんを地元産の粉でつくったら、もっと道の駅をアピールできると思うのです。さらには、私の発想ですが、パンに合う小麦を育てて、パンを焼いて、それを道の駅で販売するとか、そうやって農業を守る人がいて、それを活用する人がいる。そういうことで雇用も生まれ、地域が元気になると考えています。

もう一回伺いたいのですけれども、産業観光課長に。今までのそういう制度なども利用しながらですが、皆野町の農業、これを基幹産業として発展させていく、そして担い手をどんどんつくって、皆野町をもっと元気にしていく、そういう面で力を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをいたします。

町が元気になるのは、農業が頑張らなくてはいけないということがよくわかりましたので、皆野町の特産なり、新しい作物の栽培について、農家の皆様、それから県の指導を伺いながら研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 次に、2番の郷土芸能を守り発展させるためにですけれども、教育長の回答は、私としては予想はしておりました。財政面だとか、そういう一部の団体にはいけないというのですか、それですけれども、私いつも思うのですけれども、皆野町の後期総合振興計画、私これを見ながら、これを町がしっかりやっていくのだということが書いてある、それを見ながら質問させていただいているのです。後継者の育成や発展の機会拡充を図りますということをやはり書いたからには、振興計画で出しているからには、それに向かってしっかりやっていくのが筋だと思うのですね。そういう面で、財政面でも、ぜひ応援して、文化会館を練習場所にしたり、それから文化団体に開放して、皆野町の郷土芸能をどんどん広め、発展させる。そうすると、ほかの地域からも町に来てくれます。現在の補助金は2万5,000円、13団体で32万5,000円の予算だそうですが、これを4万円にしても19万5,000円ふえるだけなのです。税金の使い方を見直せば、このくらいは出てくるのではないかと私思いますので、ぜひご検討ください。

そして、さらには、学生や音楽家の演奏練習に文化会館を無料開放して夏休みの合宿に皆野町に来てもらう、そして文化会館を使ってもらう。そうすると、若い人が合宿で皆野町を使う。そして、その練習を町の人が自由に聞かせてもらう。そうやって文化会館の活用で、音楽や郷土芸能、さらには美術だとか、俳句も盛んになっていますが、そういうさまざまな芸術を盛んにしていく、そういう町にしていくということ、そんな発想もできないものかと思いますが、教育長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 先ほど民俗芸能の継承、保存、発展というふうなお話をいただきました。振興計画に書いてあるということで、特別に注意しながら、とにかく後継者を育てていくためには発表の場所がないと、次の新しい人たちが、それに興味を持たないということが、まずあります。したがって、発表の場所を考えたり、それから発表の機会の案内をそれぞれの団体にはさせていただいています。したがって、少しでも多くの方たちが、まず郷土芸能に興味を持ってもらう、まずこれが第一ではないかなと、そんなふうに思います。また、援助につきましては、先ほども申し上げましたように文化会館を無料にして、よそからの学生という、では、地元の皆野町の団体も全部無料にするか、文化会館を全部無料でやるかということ、そういうふうなわけにもいかないのではないかな、そんなふうに思います。

今体育施設については、グラウンドですけれども、よその地域の方たちにも使っていただいています。それは申しわけないけれども、町内の方と町外の方というのは、料金表に差をつけて使ってもらっていただきますけれども、よその地域は、そういうふうなことはしていません。皆野町だけです。皆野町はありがたいな、助かるな、そんなふうな声をよその町の団体の人から聞いています。したがって、うちのほうの町ではできないのだけれども、ついこの間も皆野町のふれあい広場を使わせてもらってやりましたよ、そんなふうな声も聞かれています。

したがって、全部無料というのは、先ほど申し上げましたように使わない人もいるし、使う人もいます。ですから、使う人には、それなりの、ほんのわずかですけれども、意見の中には、そんな10円、20円取ったってしょうがないではないかという意見も聞きます。でも、10円、20円いただいて、私はここを使わせてもらうのだ、使ったのだというふうなこと、あなたは使わないから払わなくていいのだよ、そういうふうな、先ほど申し上げましたように負担公平の原則というのがありますので、そんなふうに考えています。したがって、団体によっては無料にする団体、あるいは50%の減免の団体、30%の減免の団体というふうなそれぞれ段階を分けて使っていただいているのが今の現状です。できることなら資金的にも援助できればいいのですけれども、今のところ、まだこういうふうな状況なのですが、いろいろ研究して考えていきたいなとは思っています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 文化会館の使用のことについては、やはり町の会館ですので、それを町民の方が、そういう文化のこと、芸術のことで利用するというのは、やはり町としては応援していく必要があると私は考えます。ある人に聞いた話ですが、東北地方のほうでパッハ会館というのをつくったそうです、すごいお金をかけて。それをつくったのはよかったのですが、それでさらによかったのは、それを町民とか、ほかの団体の方にも無料で貸し出しして、それを利用してもらっている。そういうことによって地方から音楽家が出たり、そういうことで発展にもつながっているということをお聞きしております。そういう面で、よそからも学生さんたちが来て、いいではないですか、文化会館で。そしたら町のおばあちゃんやお

じいちゃん、若い人もみんな音楽を聞きに行ったり、そういう活性化ある町にしていてもらいたいと私は思います。

次に、公共交通対策の進捗状況についての質問なのですが、ただいま町長からお話を受けました、タクシーの補助ということを考えているということなのですが、これは例えば公共交通の対策というのは、基本的な視点というのは、やはり総合的なまちづくりだという視点を持つことが必要だと思うのです。ただ単にバスを走らせればいい、タクシー券を配布すればいいという問題ではないのです。町民の移動手段の確保により、地域が活性化して、皆野町で暮らし続けられる生活基盤の整備、そういうことを図るのだと思います。

それで、タクシー券を配布するというので、お聞きしたのですが、タクシーに乗りなれている人も確かにいます。しかし、例えば桜ヶ谷地域でタクシーのことを私聞いたことがありまして、どんな乗り方をしているかご存じでしょうか。タクシーはお金がある人が乗るものだというような観念があるのです。そして、それでも利用するときは周りを気にして、玄関までタクシーが来るようなことはなるべく避けて、家から離れた下のほうで待ってもらっているのです。そして、帰りもそうです。家の下のほうでおりて、あとは自分で歩いて帰っているのです。そういう中でタクシー代の半分とか、そういう補助をしたからって、うまく利用してもらえるか、私としては疑問なのですが、いかがですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今、常山議員さんの前置きの部分、地域の活性化というか、あるいはそこに住み続けてもらいたいとか、この制度にも、そういう部分も含まれておるわけでありまして、こういう制度をスタートさせるということについては、当然町民にも広く伝えるわけですから、これがぜいたくな乗り物だと、こういうふうには私はならないだろうと思っております。

それから、もう一点なのですが、例えばタクシーというのは、1人幾らで運ぶわけではありません。1台幾らで料金を徴収しておるというようなことから、例え話ですけれども、今、桜ヶ谷という固有名詞が出ましたが、そのこの地区の方々が、例えば病院に行く、あるいは買い物に行く、それが3人、あるいは4人がそれぞれ予定を合わせて同乗し合って行けば4分の1になったり、3分の1になったりするわけがあります。それがまた、桜ヶ谷の人が2人乗って、野巻の人が1人乗ったと、これも料金の按分というようなことはできるのではないかな、こんなふうにも思いますので、私は先ほど身延町だとか、胎内市だとかのお話も申し上げましたけれども、ここでは初期投資が大変莫大なものになっております。

そして、利用度については、残念ながら思うような利用もされておらないようでありますし、もう一つ、よく議会の皆さん方からも要望が出されますが、町内業者の育成をするようにと、こういう話もされます。この制度は、町が乗り物を買うわけでもありませんし、そして事務的な職員をそこに張りつけるわけでもありません。いわゆる登録されておる利用者対タクシー会社の関係で、その利用料の2分の1を補助しましょうと、こういうことでもありますので、ご理解がいただけるものと私は確信しておるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） この前の視察の中で、これは胎内市ですけれども、先ほどのタクシーのことですけれども、いろいろなことをやって、そういうデマンドをやって、その結果としての意見なのですが、年輩者には黒塗りのハイヤー、タクシーは、金持ちの乗り物、田舎で乗ると目立つので、使用を控えたいという固定観念があったが、誰もが乗り合わせ、走るデマンドタクシーに乗りなれた年輩者が民間のハイヤ



一、タクシーもためらわず利用するようになり、顧客がふえた、そういう話があるのです。それで、今の町長の答弁ですと、桜ヶ谷の人が二、三人集まってタクシーで町まで行きましょう、それはデマンドと同じなのです。それを予約して、例えばタクシー会社にデマンドタクシーをお願いしたとしたら、そこで予約した人、桜ヶ谷で3人とか4人が、では一緒におりてきましょうということになれば、それはデマンドタクシーと同じではないのですか、方法としては。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） デマンドの場合は1人幾らという料金設定がされております。ですから、デマンドとは少し違うのではないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 料金のことではなくて、私が言ったのは、乗り合わせとか、そういう面ではデマンドと同じかもしれませんが、町長、これから町の職員の方で考えていくのではなくて、私は町民の意見、困っている人の意見を聞いたり、それこそ私が先ほど言いました、いろいろな視察をして、その中で感じたこととか、勉強したことは、本当に公共交通などの専門家の知恵をかりたり、行政と住民と業者、その人たちが一緒になって、もっといい乗り物、そういう皆野町に合ったものをつくり上げるという、話し合いを持ってほしいと私は思います。そして、行政の中で、頭の中で考えているのではなくて、ぜひ町民の声を聞いてほしい。そして、タクシー券、これでいいですかって実施する前に皆さんに聞いてください。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） デマンドの関係を、この町に置きかえて考えてみますと、私は、この町は合併したことによって、私は日野沢の交通の大変不便なところに住んでおりますけれども、デマンドですと、例えば立沢から出てきて、うちの集落は奈良尾というところですが、立沢で1人乗せ、奈良尾で1人乗せ、重木というところがあり、藤原というところがありますけれども、そういうところを順次回ってきて、それで病院だとか、商店だとかに行き着くときには、かなりの時間がかかってしまう。いわゆる谷津が余りにも多過ぎる。そういうことから、タクシーであるならば、早い時間にその目的地にも行けると、こういうことです。いわゆるデマンドですと、これは300円のところもあるようですし、500円のところもあるようですけれども、秩父市あたりでは500円のようにですが、そうしますと、むしろ一人一人にしてみれば高いものにもなるわけでございまして、私は今いろいろ考えてきましたけれども、職員も一緒に考えてみましたけれども、この制度がベターだろうと、このように思っております。そして、まずはスタートさせたいと。そして、スタートして活用していく中で、ここはもう少し改めるべきかなというものについては、改めていくことも可能だろうと、こんなふうにも思っておるところであります。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 再質問は、1つのことについて3回までということになっておりますので。

〔「質問はしませんので」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） それはスピード感を持ってやってほしいと私は思いますが、この制度をやるからには、もうちょっと町民の声を聞き、そしてもっともっとみんなで知恵を寄せ集めて、皆野町に合ったものを、デマンドとか、そういうことになるかもわからないし、ほかの交通手段になるかもしれないし、そういうことをもっともっといろいろな方と話し合って検討していく必要があると私は思います。

最後に、私今回の質問ですね、農業の問題、それから伝統芸能を守る問題、それから公共交通に関する、そういう3点の質問は、全てこれからの皆野町をどうしていくのか、まちづくりに私は関係するものだと思うのです。一議員の質問、提案ですけれども、まあそんなものかという意見もあると思いますが、これらのことが少しでも前に進んでいったら、私は少しずつ元気な皆野町になると確信を持っています。町政を担っている皆さんにも、この機会に考えていただいて、今以上に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時57分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、8番、大野喜明議員の質問を許します。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 8番、大野喜明です。3年4カ月ぶりの衆議院議員選挙が3日後の16日に行われるわけですが、その選挙の結果とどんな政権ができるか、最大の関心事であります。震災、経済、国防等山積する諸問題に立ち向かうべく試練のときに、つまらない政争、対立はやめ、一丸結集して日本の方向性を示し導く、そんな政治を強く願うところであります。

さて、私の一般質問は、通告のとおり2件ですが、初めに空き家等の適正管理条例の制定について伺いたと思います。今、少子高齢化による人口の減少や核家族化等により、全都道府県で空き家が急増し、総住宅数の1割以上が空き家であり、さらに増加する傾向にあると言われております。秩父地域、また皆野町における空き家率も今後急速に高まると考えられます。この急増する空き家は、所有者により適正に管理されているものと管理不全、放置状態のものがあると思いますが、私の質問の趣意、提言は、後者についてであります。

長く放置され、老朽化した空き家、建物は、突風や台風時に倒壊の心配や火災、放火、不法侵入、害虫の発生、雑草の繁茂等問題が派生し、住民の安心安全な生活を脅かすことになるわけであります。過去皆野町においても、空き家の管理不全に起因する苦情や相談がありましたが、幸いに大きな事件や問題にはならなかったということであろうと思います。今後もふえる空き家は、当然にして、その所有者が適当な管理を行う義務がありますが、その所有者の高齢化や所有者が遠隔者であったり、また取り壊しに大金がかかることなどからして、管理不全、放置状態を進行させてしまう事例が今後もふえるだろうと思います。

こうした状況下、所有者に空き家の管理をただお願いするというだけでなく、住民の安心安全な生活環境を守れないとして、県内や全国の市や町の多くで既に空き家管理条例を制定し、施行されているようであります。制定の目的は、どこの市や町も一様に住民の安心安全な生活環境を守るためとしています。問

題を未然に防ぐため、空き家の所有者に対し、市や町が管理責任を果たすよう助言や指導、勧告、命令をする、著しく住民の安全と生命を阻害するとは判断されるときは行政代執行を行う、そんな内容のようであります。皆野町においても、この老朽化、管理不全な空き家が、今後さらにふえる傾向にある今、町はこのことについてどのように考えているか、伺いたいと思います。また、過去に町民からの訴えや苦情があったかと思いますが、どんな案件があったか、聞かせていただきたいと思います。さらに、町内の空き家数、そして老朽化、管理不全な空き家がどのような状態か、わかりましたら、教えていただきたいと思います。

そして、提言になりますが、皆野町においても（仮称）空き家等適正管理条例なるものを制定し、町長が言われる安心安全なまちづくりを推進すべきと考えますが、その辺のところを伺いたいと思います。

次に、ちちぶ空き家バンクについて伺います。空き家は、申ししているとおり、管理不全、老朽化で住宅として使えないものと、住宅として十分に利用できるものがあるわけですが、皆野町において住宅としてちちぶ空き家バンクに登録された住宅があるのか。また、事業成果はどうであるか、伺いたいと思います。

次に、み～な子ども公園の附帯的施設の整備について伺います。このことにつきましては、先ほど小杉議員の質問と重複するところはあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

ことしの夏から秋口にかけて、こんな話を耳にすることができました。20歳代から30歳代の男性2人、女性2人でありましたが、4人とも子育て中の若い人でありました。大同コンクリートの跡地に新築し、子育て中という男性は、「皆野は子育てするのにいい町ですね。いい子ども公園ができたし、ミルクやおむつの支給もあるし、皆野に家をつくりたいという人がほかにもいますよ」という話でありました。また、ほかの3人の方は、それぞれ子ども公園内での話でありましたが、一様に「皆野は子供を育てるのにいい環境だから家をつくりたい」という話を聞きました。このように子育てのために皆野町に住みたい、新築したいと考える人がふえてきたとすれば、町にとっても大変うれしい話ですが、それと同時に、土地を探す、この人たちに何のサポートもできないもどかしさ、何か足りない思いがいたしました。

さて、そのみ～な子ども公園は、開設から、先ほども話がありましたように9カ月を経過したわけですが、町民の評価は総じてよいようで、子供から大人までうまく使って利用しているなという感じを持っております。私も家が近く、時々出かけ、運動具にぶら下がりながら利用者に意見を聞くことに努めております。申しましたように立派な公園ができてよかったとする評価の中に、さらなる要望を聞いております。

まず、急な雷雨、落雷から避難する建屋や、夏の猛暑を避けるあずまやや木陰が欲しいという声が多くあります。さらに、隣で軽スポーツを楽しむ人たちを含めた急病人やけが人が発生した場合の応急的対応の場が今はないわけであります。昨今、危機管理に対する認識の甘さから、事件、事故を発生、拡大する例が多くありますが、その観点からも建屋ほか、この要望に応えた答弁をお願いしたいと思います。

次に、砂場をつくってほしいという意見も多くありました。子供は砂いじり、水遊びが大好きであります。公園内のお墓の移動に関係すると思いますが、まずは砂場の設置について、砂場ができるのか、予定を伺いたいと思います。

次に、み～な子ども公園へのアクセス道路について伺います。み～な子ども公園へのアクセス道路は、現在整備された道路として町道128号線、通称水押通りから滝ノ入沢川の河川に沿った道しかありません。町では公園へのアクセス道路、また生活道路として町道139号線及び138号線の拡幅整備を計画されている

ようであります。早急な完成を望むところであります。その進捗と完成予定について伺いたいと思います。

最後の質問となります。一般質問の申し入れにはなかったのでありますけれども、1つ質問させていただきます。み～な子ども公園は、見えてもどこから入っていかかわりにくいわけでありまして。140号線から町道128号線の入り口及び128号線から河川に沿ったみ～な子ども公園入り口に案内板を設置したほうがよい、ぜひしてほしいということでありまして。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 8番、大野議員さんからご質問がございました1項目め、空き家等の適正管理条例の制定についての1点目であります。過去に管理不全な空き家、建物等について、町民からの訴えや相談、要望にどんな案件があったかについてお答えいたします。

環境衛生の関係で申し上げますが、相談や苦情等は寄せられておりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 8番、大野議員さんから通告がありました、空き家等の適正管理条例の制定について回答いたします。

初めに、町内の空き家戸数は把握されているかのご質問について。町には、管理されている空き家の戸数、管理不全の空き家の戸数について調査した資料がございません。そこで、ご質問の内容に近いものとして、ことしの8月に実施したちちぶ空き家バンクについての行政区長へのアンケートがございます。このアンケートによりますと、町内で空き家バンクに登録できそうな空き家の数は25軒との集計結果が出ております。

次に、本町のちちぶ空き家バンクへの取り組みと実績についてのご質問について。取り組みについては、ちちぶ空き家バンクについて、多くの町民の皆様にご協力いただき、町のホームページや広報紙への掲載、アンケートの実施、イベントへの参加、関係団体との情報交換を行っております。本町のちちぶ空き家バンク登録件数の実績については、11月30日現在で5軒が登録をされております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 大野議員さんからは、先ほどはみ～な子ども公園に高い評価をいただきまして、大変ありがとうございました。

大野議員さんから空き家等の適正管理条例の制定に対する考え方についてのお尋ねについてお答え申し上げます。当町の空き家に対する苦情や相談につきましては、先ほど担当課長から答弁がありましたとおりありません。また、空き家による危険性に伴う調査等についても調査してございません。空き家バンク登録関係につきましては、区長からの調査によると25戸というようなことでございます。このようなことから、空き家による危険性等に対する状況は、まだ深刻な状況にはないと思っております。当町の空き家の幾つかを見ますと、所有者は遠方にいる方もいますが、その多くの所有者、管理者は町内、または郡内、

遠くても車で1時間、あるいは2時間以内に住んでいる方が大変多いように見受けられます。その所有者におきましても、年に何回も来まして、戸締まり等の、それなりの管理はしているケースが多いと思われるます。

また、大野議員さんからもお話がありましたように空き家管理条例なるものの標準的な内容は、所有者の適正管理の責務、義務をうたっております。そして、住民等の情報によりまして、市町村は調査し、その危険度によりまして、指導、勧告、命令を行い、従わない場合は公表するのだというものでございます。最終的には所有者においての、空き家の適正管理に対する考え方に委ねるというようなこととなります。大野議員さんの空き家に対する考え方には同感できることもございますが、町民からの苦情等も今までないというようなこと、また当町においては、都市部と違いまして、まだまだ危険性の度合いは低いと考えられますので、現在のところ、条例の制定については考えてございませんが、今後の研究課題としてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 8番、大野喜明議員のご質問のうち、2項目のみ～な子ども公園の附帯的施設の整備について答弁申し上げます。

先ほどの1番、小杉議員の質問に対する答弁と重複するところがあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

み～な子ども公園は、大変多くの方々にご利用いただきまして、引き続き必要な整備を図ってまいります。特に日よけ対策としては、できれば子供がわくわくするような遊具と一体感のあるもの、開放感を妨げないもの、死角をなるべくつくりたくない等、そういったことに留意をしながら日陰の対策をとってまいります。

また、ご質問にありました建屋につきましては、あそこは子供から大人まで幅広く世代間の交流も図れるようにという思いがございますけれども、また緊急時の対応としてというご質問もございましたが、限られたスペースでございますので、現在の公園内に建屋をつくるということは考えておりません。

それから、砂場につきましては、これも砂場、水場については子供が大変喜ぶ施設でございますので、今後の整備の中で計画をしてみたいと思います。

それから、案内板のご質問でございますが、町民運動公園の一面に子ども公園という位置づけでございまして、町民運動公園の駐車場等も当初ご利用いただけるという想定のもとで進めておりまして、あの限られた駐車場へ誘導するような案内板というものは設置しておりませんでした。今後は、道路の計画等もございまして、案内板というよりも、むしろ大看板といいますか、看板のようなものをバイパスから見える位置に、道路の整備等と合わせて設置してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 8番、大野議員の通告書2項目め、み～な子ども公園の附帯的施設の整備についてのご質問のうち、建設課所管事項についてお答え申し上げます。

み～な子ども公園へのアクセス道は、現在ブリヂストンタイヤ皆野配送センター前の町道皆野128号線、

水押橋の左岸側の町道皆野138号線を利用してございます。ご質問のとおり、町では国道140号パルコイン皆野前よりみ～な子ども公園へ向かう町道139号線及びヤオヨシ皆野店役場側より、み～な子ども公園へ向かう町道皆野138号線の道路改良を計画してございます。現在の進捗状況でございますが、平成24年、今年度でございますが、平成24年度事業としまして、測量設計、用地調査業務委託を実施し、その業務はことし11月末に完了してございます。今後の予定でございますが、今年度より用地買収交渉を開始し、平成25年度より用地買収を実施する計画でございます。道路改良工事におきましては、地権者の協力なくしては工事に着手することはできません。地権者の皆様のご理解、ご協力を得た後、早い時期に工事に着工できるよう鋭意努力してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 再質問をしたいと思います。

空き家対策管理条例の再質問であります。この件についての趣意は、提言しました（仮称）空き家等適正管理条例の制定ということですが、皆野町の今の考え方、また町民からの苦情等どうかというような話を質問させてもらいました。最初の町としての今の考え方、条例を制定ということへの考え方が述べられました。今は、それほど緊迫した事例も皆野町にはない、そんな話でありました。そして、将来的には考えていくということでありました。

この条例につきましては、先ほどから話がされておりますように、そういう問題が起きないうちということで、それぞれ全国、埼玉県、つい2週間ほど前にちょっと耳にしたのですけれども、秩父市でも、この12月の定例会で条例を制定するという話を聞きました。その辺のところの確認はしておりませんが、そんな話もされております。この条例は、事が起きたらではなくて、起きる前に何とかその対策をしようということですから、今は何もないからということで、その制定を延ばしていくというのはどうか、そう思います。

そして、先ほど過去に町民からの訴えや苦情がなかったかということに対して、ありませんということでありました。私も具体的には覚えていませんけれども、そういうことは随分前からあります。それで、最近のことでもありますけれども、二、三年前のことでもあります。長く放置状態の空き家について相談を受けたことがあります。通学時の児童にガラス障子が倒れてきたらどうするのだ、この危ないのをずっと放置しているのではないかという相談を受けました。二、三年前のことでもあります。そして、私がこの質問をするよということも申してないのですけれども、四方田実議員とその管理者のところに、四方田議員から電話してもらって、結局管理者が、その要望に対して応えてもらったという事例もあります。それは私もちょっと心配していたところだったのですけれども、それを一町民から言われました。あんなに長く放置しておいてどうしたのだ。確かにそれが風その他で道路に倒れたときに通学児童でもいたらどうするのだということでありました。私もその話を聞いて、何となく危ないなと思っていたのですけれども、その話を聞いて、四方田議員とその管理者に連絡をとって、その1カ月後ぐらいでしたかね、きちんとしてもらったという事例もあります。

そのほかにも建屋で、非常に危ないから何とかしてくれという相談を受け、解決したこともあります。そのように事例がないのではなくて、そういうところに、今まで関心がちょっと薄かったということ、またそういうことをきちんと相談ごとに記録してなかったということで、決してなかったということはない。ぜひこの辺のところは当事者が認識して、この辺のところは、そんな答弁ではないように、ぜひ期待した

いなと、そう思います。

空き家の老朽化した、そういう心配なものはないということでありますけれども、私もたまたまそれこそ10日、2週間ぐらい前ですか、各家庭にポスティングする機会がありました。全く通ったことのない細い道、これが道かよと思うようなところへ入っていきますと、これは今は倒壊等の心配はないけれども、隣の人が、この空き家はちょっと怖いなというようなことは幾つも聞きます。そういうものを実際に見ています。このことについては、今というより、これからについてということでありますので、その辺のところは、その制定については、今でなくて、これから起こり得る、あるいは問題を出さないためということで、各市、町で、あるいは先ほど言いましたように、すぐ近くの秩父市でも制定する、したというようなことでもあります。どうかその辺のところを理解していただきながら、副町長の言われる、まだまだ遠い将来のような話をしますけれども、ぜひ積極的に、これは仮称でありますけれども、空き家等適正管理条例をつくっていただきたいと思います。どう考えるか、伺いたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 大野議員さんの事が起こってからでは遅いという説、ごもっともでございます。県内の条例制定状況を見ますと、所沢市から始まりまして、現在6団体のようでございます。近場でいくと深谷市、ふじみ野市等々の都市部が多いようでございます。また、新聞報道によりますと、12月に川越市が制定というような新聞報道を見たこともございます。こういうことも踏まえましたり、また大野議員さんのご意見も踏まえまして、今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 副町長の答弁は、条例制定に着手するつもりは当分ないと、そんなふうにするわけですが、それこそ先ほども言いましたように、ちょっと中へ入っていきますと、本当に心配なのがありますよ。美観的なこともあります。本当にこれで大丈夫かな、これから5年先になったらどうなるかなというのはあります。そんな難しいことではないのですね、どこもやっていることです。それで、条例の内容なんていうのは、やろうとすれば、そういうところを参考にしながらできるわけですから、これを早くにやっていけないとか、まずいとか、私の意見を否定するような理由は何もないわけですから、提言を将来でいい、まだまだそんな問題ないということではなくて、きちんと受けていただいて、真剣に近いうちに制定できるようにしていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 今後研究、また検討してまいります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） ぜひ制定をして、安心安全なまちづくりを推進していただきたいと思います。

次に、み～な子ども公園の附帯的施設の整備についてであります。小杉議員も話をされておりましたが、その中には、ちょっとなかったかなということで、私が先ほどから申しているのは、急な雷雨、そして落雷の心配での避難場所、そういうところをどういうふう考えているか。そして、急病、けが人が出たときに今だったら何もない、どこに運んで救急の対応をするのか。私も好きで、時々ゴルフもするのですが、夏ゴロゴロって、まだ遠くだなと思っても、雷の音がしたとき、ゴルフ場では避難してくださいって、まだ大丈夫だよというときに、避難してください、そのくらい危機管理も徹底しているわけであり

ます。これだけの施設がありながら、そういうところの対応、今の話だと、ちょっと答弁が足りないのではないかなと。この辺の、今も言いましたように隣の運動公園、高齢者が盛んにスポーツを楽しんでおります。あれだけの遊具もあるわけでありますから、けが人、急病人についての対応もぜひ考えて、それこそ私は簡単なあずまやだけでなく、そういうところに十分に対応できるものを考えていただきたい。

ある意見の中には、あれだけのいい公園ができたのだから、スポーツをやる人だけでなく、それこそいろいろな人があそこに集える場所、そんなことにしてほしいということで、私はむしろきちんとした建屋をつくって、そこでお茶飲みができる、皆野町の中にもおしゃべり会というのを必要として、地域、地域で実質的にその場をつくって高齢者と雑談、会話をする、そんなことをしている場所もあるはずであります。そんなところも、その中にできれば、それこそあの公園が将来、それこそ今の遊具等が、真新しさがなくなったときでも、あそこを十分に利用できる集いの場になるのではないか。私は、むしろそんなことを考えております。急病人、けが人、落雷等について、危機管理、考え方をもう一度答弁していただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） このことは、先ほど小杉議員に副町長からも答弁をいたしましたけれども、いわゆる日陰、あるいは降雨に対応できるものについてはやりますと、こういうことで答弁を申し上げたとおりでありまして、今、大野議員から言われるような、そこに集っていただいてというようなものまでは、公園ですから、私は考えるつもりもありません。もし救急事態が発生した場合、すぐ携帯なり、電話で消防署にも連絡がとれるわけですから、まず日陰のようなところで収容し、救急車を待つと。こういうことでないと、本来の子ども公園というか、み～な子ども公園の目的も少し変わってくるかなというような感じもいたしますので、お年寄りたちが集まって、そこで情報交換というか、そういうところについては考えられません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 砂場の設置、またアクセス道路について、入り口への看板等の話を聞きました。これらをぜひ早いうちに設置、整備をしていただきたいなと思います。み～な子ども公園は、これで完成ということだけでなく、これからも町民の要望に応え、設備整備をさらに進めて、多目的に集う場として、私は進化することがよいと考えております。これからも継続して、これら要望について発信していきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告に基づきますが、2項目めにつきましては、本日、さきに行われました1番目から4番目の議員さんまでの質問の中身についても関連がかなりあるかと思っておりますので、一緒に補足的な質問も入れていきたいかなというふうに考えております。

まず、第1番目ですが、防犯灯の総点検及び追加設置についてということで、質問事項というところに



挙げておりますが、内容としましては、今年度予算の中で、これは緊急雇用の関係で、防犯灯のLED化取りかえ事業という形で、にわかに町内ですね、防犯灯についての認識が、町民の中でもいろいろと話題にも上ったり、また要望等も出てくるようになりました。実際防犯灯と、それから皆野町商工会の街路灯が、主要な商業地域といいますか、主要な部分では、かなりの数があって、その照明力といいますか、夜の明るさというのが保たれていたというのが実感であったのですが、昨今の不景気等によりまして、商店等の休業なり、廃業等によって、今まで街路灯がついていたところが幾つか消えてしまって、非常に暗くなってしまった。いわゆるまち内と言われる中でも、そういう箇所が現実にはふえておりまして、私どもの地域でも地区の区長さんを通じて総務課のほうへ何件か要望しておるやに聞いております。

ただ、その対応について苦情というか、いい機会でもありますので、言いますと、区長さんを通して、恐らく私が関連するところだと、3カ月前には、その関連はお願いしたはずだというように区長さんから聞いたのですが、私自身が要望に行ったら、それでは様子を見に行きましょうというような答えが返ってきて、これは区長さんが、その時点では要望したというのを私自身が知らなかったもので、すぐやるのだなと逆に思っていたのですが、その後区長さんに話を聞いてみると、それは3カ月以上前にお願したはずだと言われて、逆にびっくりしたところではあります。

防犯灯については、区長さんが設置要望であるとか、それから球の交換であるとかというのをやらせてもらう部分でもあるのですが、今回大部分の部分でもう済んでしまったかしれませんが、防犯灯の交換に付随して職員が実際に暗いときに、その近辺の様子を見ていただきまして、またその他多くの人たちが通るところが暗くなってしまったということもかなり出てきています。苦情なり、要望が上がってくる前に、これこそ、それほどお金がかかることでもないですし、区長さんと話し合えば、すぐできることでもありますから、やっていただきたい。これは質問というよりは要望に近い事柄なのですが、この辺の対応について町長の見解、課長については言うまでもなく、当然やることですから、答弁は必要ないかと思うのですが、町長の見解として、どのような考えでもってやってもらえるのか、考えをお聞きしたいというように思います。

また、先ほど来出てきています、み～な子ども公園についても、実は、これも周辺及び公園の中の照明が欲しいというような要望をいただきまして、健康福祉課長のほうへ話に行ったときに、確かに夜、暗くなってからの使用は余り好ましくないの、公園の内部については、使うための照明というのは考えてないと、それはそれで正当だなと、いいことなのかなと思っておったのですが、先月になりますか、私どもの住んでいる地域のお祭りの一つの中で、消防団の方から、み～な子ども公園のトイレの部分で、火事とまではいかなかったけれども、ぼやのような、火に関するような出来事があったと。火事ということでカウントはしなかったけれどもという話だったのですけれども、それについてある人から、それでは防犯カメラぐらい必要ではないかとか、そこまで必要かどうかは別としましても、そういったことを防止するためにも照明が必要なのではないか。お聞きしたところによりますと、夜中になると消している、ないしは消えるようになっていくというふうにも聞いていますが、LEDであれば消費電力も蛍光灯に比べて多少なりとも少ないということも聞いていますし、一晩中といいますか、かなりの長い時間つけていても、またつけているほうが防犯面でもいいのではないかと思いますので、そういったことの検討も必要なのではないかと思えます。あわせてお考えをお聞きしたいと思えます。

次に、2項目めですが、これは答弁者からすると、実に厄介な質問なのですが、来年度の予算編成を行っているところだと思えますが、先ほど来何件か漏れ聞こえてきているところによれば、例えば公共交通

については、今年度においては、総務教育厚生常任委員長に大変ご苦勞いただきまして、いろいろな形で視察を繰り返したり、いろいろなことをやっている中で、町のほうも取り組んでいただけているのかなと思えば、町のほうは、先ほどの答弁によりますと、業者と町が話し合った中で、タクシーでの対応でということですが、その辺の話が出てくるのかなと思いますが、なぜそこに町民、または議会が入ってこないのか実に不思議だと思います。町と業者だけでやる、それが一番スムーズにいくかもしれませんが、そこに町民不在の皆野町の町政というのが、もう浮き彫りにされていると思います。み～な子ども公園についてもそうです。

み～な子ども公園は、健康福祉課で企画をして、町でつくったようではすけれども、その間に町民の意見はほとんど聞いていない。議会の意見もほとんど聞いていない。だから、今さらのように日よけだ、雨よけだ。小杉議員からあずまやがと言われましたけれども、あずまやは撤去したのですからね、それはつくれませんわ。撤去したものをまたつくる、恐らく寄附者の意図もその辺にあるのではないかなと逆に勘ぐってしまうような事態になっていると思うのです。あずまやは、確かに多少の死角は生じますけれども、普通の建屋と違まして、ほとんど死角は生じません。実際問題として、あれができる以前、あずまやがあったときにでも、朝晩の犬を連れた散歩なんかでも、あそこに座って、いいか悪いかは別として、犬を放していても目が行き届く、そういう利用をしていた人も少なからずいたようです。

こういう形で子ども公園になりましたから、そういう利用は正直言ってまずいと思いますけれども、あずまやがあっても何ら支障はないと思います。何もこの時点で、それにこだわることはないと思うので、必要だなと思ったならば、それはやるべきだと思います。また、それをやる前に、こういう形で町民の意見が出てきているのですから、改めて町民の意見を聞く必要があるかと思えます。公共交通についても、しかりです。これらは町の施策、いいこともたくさんあるようですが、それでも足りないのはなぜか。それは町の庁舎の中でしか考えてないからです。もっと開いて、町民の声、それらを聞く中でやっていけば、少ないお金で大きな、また効果的なことが行えると思いますので、そういったことを考えるにも、来年度どのような事業を主要施策として考えておるのか、現時点でわかっているものについて教えていただきたいと思えます。

今回の補正予算等を見ますと、下田野1号線にかかる橋の設計料なども入っております。下田野1号線はどうするのか。今までの答弁の中では、改良の予定はないようですが、あの橋については昨年でしたか、答弁の中で耐用年数が10年を切りそうであると。昨今の高速道路のトンネル事故にしても耐用年数云々の問題がどうのこうのというのではないですけれども、そういったこと、通常の点検等は恐らくやっておるのでしょうけれども、そういう事柄を考えても、もうそろそろ本気でやらなくてはいけないという施設もかなり出てきております。ただ、やるだけではなくて、よりよくするためには、町が胸襟を開いて町民の意見を聞くべきだと思いますが、それらを含めて町長に、来年度の主要施策、今わかっているだけでも下田野の橋のかけかえ、それからみ～な子ども公園等あるようではすけれども、公共交通についてもデマンドではなくてタクシー券にするというようなこともあるようですが、それらを含めて教えていただきたいと思えます。では、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 10番、林議員からの一般質問の防犯灯の総点検と追加設置について答弁申し上げます。

防犯灯の総点検と追加設置についてでございますが、防犯灯の球切れ等の修繕や移設、新設については、地元区長様からの申請により、修繕または必要な場所については新設を行っており、ことしの9月までに83カ所の修繕を行っております。また、新設については、町で定めた基準に基づき判断し、必要とされる場所に設置しております。その判断の基準としまして、その場所が町道、林道、もしくは公共施設である、受益戸数が相当数あること、通行量が相当見込まれること、住宅等の明かりで照明が補完されていないこと、動植物等への被害及び環境保全に影響がないこと、設置の間隔などを検討し、可否を決定しております。

先ほど申し上げたように球切れ等の修繕、新設については、地元区長様からの申請によって行っておりますので、基本的には区長様からの要望がない場合は、ふぐあいや新規の設置場所はないものと解釈しております。町では、町内890基の防犯灯を管理しており、現在LED化事業を実施しているところでございます。LED化事業の進捗状況は、町内の設置箇所の現地調査、確認を終え、LED灯への交換作業に着手いたしましたところでございます。今年度中に890基全ての防犯灯がLED化されますので、この事業が終了したときは、今までと様子も変わってくると思います。さらに、LED灯は、寿命が6万時間という特徴もありますので、今後しばらくは球切れ等による修繕はほとんどないものと考えます。議員からのお話もありましたように商店の閉店等により、今まであった街路灯が消えた場合もあり、またLED化の工事により、全ての防犯灯の設置箇所の再確認もできましたので、それらを含めて今後につきましては総合的に検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 10番、林豊議員のご質問のうち、み～な子ども公園の不審火についてご答弁申し上げます。

経過でございますが、10月13日午後6時ごろ、子ども公園のトイレ前付近で不審火がありました。燃えていたものは新聞紙、パンフレットなどで、人為的に燃やしたものであります。コンクリートの上のことであり、またトイレや遊具などに直接的な被害はございませんでしたが、いわゆるいたずらが過ぎると判断をいたしまして、念のため、警察、消防署に通報したものでございます。

なお、トイレの入り口、屋外の照明は、日没から夜10時まで点灯するようにセットしております。

このトイレについては、夜10時までということで、今セットしておりますが、夜中に頻繁にトイレを使うということは考えられないものでございまして、なおかつ外の点灯しておらない時間帯にあってもトイレ内のスイッチは点灯し、トイレは利用できるということでございますので、当面このような方法でまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 通告いただきましたものに答弁する前に、林議員に申し上げますけれども、私は6期22年間、議員をお世話になってまいりました。この間、林議員が言われるように事前に説明がなかったというようなことをたびたび申されますけれども、私の22年間の議員活動の中で、事前に説明をされた、こういうことはほとんどありませんでした。必要なことについては、全員協議会で審議をした経過はありますけれども、個々の案件について事前に相談をしたと、あるいは林議員が過去においてされてきたということであるならば、それは非公式の場でされたものではないかなと、こんなふうに思っております。

それでは、答弁をさせていただきますが、2番目の来年度予算編成における重要施策についてお答えします。まず最初に、この3月にオープンしたみ～な子ども公園は、大変好評をいただいております。町内外から子供たちはもとより、多くの中高年者も訪れまして、大変楽しんでいただいております。聞くところによりますと、林議員さんのお母さんも熱心な子ども公園の運動器具の愛用者として利用し、健康増進を図っているとのこと、大変よいことでもあります。さらに、仲間を広げて、子ども公園に通っていただくよう議員からも勧めていただければと思います。

また、道の駅みなのもオープンし、2カ月がたちますが、客数、売上額とも2割近く増加し、大変好評な状況が続いております。遠方からの客数が多くなった道の駅登録の効果と直売所の品ぞろえによるものであり、JAちちぶとともに喜んでるところであります。また、皆小体育館耐震化工事が完了し、これで町内全小中学校の施設の耐震化率は100%になりましたので、お知らせをいたします。今年度におきましては、安全安心なまちづくりをベースに、楽しく子育てができる町、元気で長生きができる町、安心で快適な生活ができる町の3本柱に据えまして進めているところであります。これらの施策は、1年、2年で全て終了するというものではありません。長いスパンで取り組んでいくことにより、その効果もあらわれてまいります。このようなことから、平成25年度におきましても、第4次総合振興計画に掲げた、夢をはぐくめる安全で安心な快適な町を目指して、子育て支援策、元気で長生き対策、安心快適な生活が実感できる施策を引き続き推進してまいります。

重点施策としては、生活道の整備促進、2つ目として山間地域高齢者交通支援制度の創設、3つ目として子育て支援の拡充、4番目が文化会館事業の促進、5つ目として消防・防災力の強化、6つ目が学校施設の整備充実、7つ目として道の駅みなもの振興等に取り組んでいきます。この中で、特に大きなものとして下田野橋かけかえ工事、み～な子ども公園への進入路となる町道改良工事、尾坂国神1号線改良工事の仕上げ、山間地域高齢者タクシー料金補助制度創設、3人目保育料無料化の拡充、24時間無料医療電話相談開設、バイオマスディーゼル燃料事業、3分団消防詰所の建設、皆小体育館トイレの補修工事などを計画しております。以上の事業を重点的に、健全な財政を念頭に、平成25年度予算編成に取り組んでいく考えであります。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、1項目めの防犯灯、街路灯に関してですが、総務課長の答弁のとおりかなというふうに思っています。せっかくLEDの交換で、全防犯灯の点検ができるわけですから、ぜひ暗くなってから一緒に見る機会を設けて、周辺のないところ、要するに暗いところを見ていただきたい。言われるとおり制度上は、

区長さんからの要望によって防犯灯の設置ということになっておりますけれども、現実に区長さんも、広い区もあれば狭い区もありますので、全ての地域に対して目が行き届くということは必ずしも不可能な部分もあります。現実的にそういうところがあるから、いろいろなところから要望なりが上がってくるわけですので、それこそ灯台もと暗しといいますけれども、役場を出て、埼玉信用組合のところを左に曲がって、いわゆる皆野駅方向に向かえば、あの辺の50メートル近くは本当に真っ暗になっているのです。それは、あの辺にあった商店なりが順次廃業なりでなくなっているから、商工会の街路灯が全くなくなっている状態。商工会の街路灯というのは非常に明るいものですから、防犯灯があつたにしても、他の場所に移設等していることが多いわけで、そういったところが現実にあります。また、過去のいきさつでは、防犯灯をつけることによって自分の自宅が明るくなって困るであるとか、農業の関係で明るくしてもらいたくないというような要望があつたようにも聞いておりますが、その辺も時の移りによっては明るくしたほうがいいのかというふうになるかと思っておりますので、ある程度の期間を置きながら、そういうところがあつた場合には、町のほうからも問いかけして、明るくすることが防犯の第一歩にもなるかと思っておりますので、その辺について、しっかりやっていただければなということをお願いいたします。

それから、み～な子ども公園については、今町長の答弁の中にもあつたように、かなりの重点施策ということでもありますので、であればこそ、あそこで何か起こるなんてことがあつてはならないことなのです。まだ1年たたないうちに、あそこで大ごとにはならなかったとはいえ、ぼや騒ぎが起こるなんていうこと自体が大間違いなのです。確かに言われるとおり、節約の部分ということもあつて、夜間消したということもあるのですが、今聞けば、夜間の使用が可能だということではないですか。夜間の使用が可能であるならば、あそこがあつているということです。また、電気がつくということであれば、周りから、誰かがいるとか、何かやっているというのが見えるぐらいの明かりというものは、やはり必要なと、これは防犯の面でも必要かと思っております。ですから、できれば周辺住民の方の事情というものもあるかと思っておりますが、それらを勘案した上で、やはり夜中中つけておく必要があるのかなというふうに再度感じましたので、ご検討をお願いしたいと思います。

防犯灯、その他については、このくらいで置きますけれども、み～な子ども公園については、今の町長の答弁にあるとおり、かなりの重点施策ということでもありますので、強く検討をお願いしたいと思います。この件について何か答弁があるようでしたら、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） LED化をして節電に努めるということではありますけれども、たまたま不審火が出たと、これは明かりがあるからないからということよりも、マナーの問題かなというような気もしますけれども、子供とか年輩の方は、先ほど健康福祉課長だったですか、総務課長だったですか、答弁の中で、10時まで明かりをつけておくということですが、それ以降については、公園に来てもらうというより、家で休んでもらうことのほうが大事かなと思っておりますので、今、議員の質問、よく検討はしてみますけれども、一晩中つけておく必要があるのかどうなのか、これらについても検討はしてみたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 質問というか、趣旨が全然わからないのですよね。街路灯については夜中中ついているのですよ。だから、防犯になるのです。み～な子ども公園を使うとか使わないとか、10時なんていうのは、もう時間外ですよ。へんてこな使い方をしないように明るくしておいたほうがいいのかということですから、その点について、そんなことはないよというのであれば、つけなくても結構です。では、何か

あったときには、その辺の責任はちゃんととってください。そういうことで、この件については検討いただくということでよろしいかと思しますので、2項目めに移りたいと思います。

来年度予算、冒頭で町長が、議員をやっていた間、1度もそういうことはなかったというのは大変不幸な議員生活だったのかなというふうに感じますし、では逆に何をやっていたのかなとすら思ってしまいます。例えば皆野小学校校舎改築検討委員会、それから日野沢小学校とは名目つきませんでしたね、皆野小学校統合問題検討委員会、グラウンドの設置に関する委員会、みなのおアシスにしてもありましたよね。こういうことなのです。あれはみんな検討委員会なり、諮問委員会なり、そういったものは、そうではないのですか。私が言っているのは、そういうことなのです。何も個人的に来て、ささやいて、こういうことをやりたいのだけれども、どうかな、そんなことを言っているのではないのです。公式に議員、議会、そして町民、それらの人の意見を聞く場面が、この石木戸町政になってからは少ないのではないか。例えば合併のときにはやったではないですか、合併問題検討委員会、また合併のときに町民から意見を聞いたではないですか。ああいうことが必要なのですよ。そういう機会が本当に少ない。

公共交通のことについても、私も石木戸町長ほど長いこと議員をやっているわけではないですけども、まだ半年ぐらいしかたっていない中で、総務教育厚生常任委員長の新井達男議員が目を逆立てて、そこいらじゅう駆け回って、こんなに活発に委員会活動をやったことというのはないと思います。いろいろな形で意見をし、まとめ上げているのに、それらをほとんど一顧だにすることのないような、先ほどの常山議員さんの質問した公共交通の答えというのは本当にかっかりでした。また、その中でも一番まずいと思ったのは、要は町と業者で相談してと、町民はどこへ行ってしまったのですか。これは議員を入れろとは言いません。町民の意見がまるでないではないですか。町民からは何も聞かない。それでいながら、こっちのほうが多分利用はしやすいだろう、これはおかしいと思います。町バスは、そのまま存続して、町バスは一体全体どのぐらいの利用があったのですか。胎内市で聞いたときには、定期バスを運行しても空のバスを運行しているのと同じだから、だからああいう形に変えたというふうな話があったではないですか。皆野町が、全くそうだとは言いません。スクールバスとしても利用していますし、また観光の部分でも使えます。だけれども、ふだんの昼間、お客さんはどれぐらいいるのですか。

また、逆に町へ行く、役場に行く、足が欲しい、もう10年以上前になりますね、金崎から130人からの署名を得て議会のほうに上げられているではないですか。それらを当時議員だった石木戸町長が知らないとは言えないでしょう。そういったことに対して町は全く一顧だにしなかった。同じように下田野の人だって、野巻の人だって、公共交通があってくれたほうが良い、そんなことは決まっているのですよ。現実には西武バスが通らなくなった野巻のほうから何人かが、バスに来てもらえないかと、そういう希望も出ています。そういった人たちに対して、先ほどのようなことが言えるか、なかなか難しいですよ。自分のところの地元に行くバスは存続させる。だけれども、ほかのところはタクシーで何とかうまくやってくれよというのでは、これは通らないですよ。既得権を保護することばかり考えないで、それらを含めた全体の制度をしっかりと考えてやっている人たちもいるのですから、全部をひっくり返してやり直せとは言いませんが、一緒にやっていったほうが良いのではないかと思います。その考え、変わらないかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 研修の帰りのバスの中でも感想というのでしょうか、終わりに臨んでの挨拶の中で私は申し上げたような気もしておりますけれども、大変いい勉強させていただいたと。このことについて

は、どういう形になるかは、ここではこれからの検討課題ではあるけれども、具体的な形にしたいという内容の感想というか、述べた記憶がございます。

それから、町民の声を全く聞いていないという話もされましたけれども、私は林議員のような便利なところに住んでおりません。ふだんの生活をしていく上で厳しいところに住んでおまして、そうしたところの声はよく聞いております。本当にお年寄りが、例えば今、日野沢線を守るためだというような、そんな話をされましたけれども、そう言われては全く憤慨をしますけれども、そうしたバスからおりて自分の家まで1キロも2キロも歩かなければならない人たちがいるわけなのです。ですから、バスも、あるいはまた林議員、観光協会の役員もなさっておったというようなことから、おいでいただく入り込み客の足、あるいは皆高生の足、小中学生の通学のための足、本当に必要なものですから、これを廃止するなんてことはでき得ません。あるいはまた、先ほど申し上げた1キロメートル以上のところのタクシーということを考えてときに、それよりも距離の短い人にとってみれば、やはり公共交通は必要なわけですから、それを廃止するなんてことは、とてもできる状況にはありません。

いずれにいたしましても、きょうも常山議員さんの質問にもお答えしましたけれども、まずはスタートさせてみて、そして不足している部分については、またご指摘をいただいたり、あるいはまた運営していく中で改めるべきところは改めなければなというものも出てくるかと思えます。まずはスタートすることが大事だろうと思っております。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） スタートしてみようという考え方は非常にいいことなのですが、今答弁の中でも言われているのではないですか。バスをおりてから何キロも歩かなければいけない。だけれども、この間視察してきたところの方式はどうでしたか。玄関先までだったでしょう。それこそ必要なのですよ。それこそ必要な部分があったにもかかわらず、いわゆる今の町営バスでは、別に今の町長の日野沢の路線があるからとか、金沢だというのではないのですよ。それをすぐ廃止しろというのでもないです。方式として、今の方式では利用するのにもなかなか大変なわけですよ、停留所まで行かなければいけないのだから。そこまでもなくなるわけですよ、方式のやり方では。そのやり方を再検討したらいかがかと、実際問題としては、それは町長としては難しいでしょう。なぜならば、新しいバスを3台買ったばかりですから。本来ならば、それを買う前に方式として考えなければいけなかったことなのです。起こったことですから、これは仕方がないでしょう。バスについては、やってみて考えるというところに期待をしながら、この件については、これまでにします。

次に、下田野の橋について、これは補正も出ていますから、多くの方々からも質問が入ると思いますが、あれについても道はどうなるのだと。また、道のことでもあり、橋のことでもある。どういう路線になるのか。それらについて関係住民、また全体を見たときの町民、それらでの話し合いというものも絶対に必要なのですよ。ところが、それをする機会がほとんどない。公園についてもそうです。公園をつくる前に、こういう公園ができる。ついてはどうか。できてしまってから、あずまやはどこかへいつてしまっているのではないですか、今そういう質問が出ているわけですから。やる前に、実際に事を起こす前に話し合いをしておけば、住民サイドの要望として、雨が降ったとき、雷が鳴ったときにはどうするかというのが出てきているはずなのです。実際に使わない人が机の上で考えているから、こういうことが起こるのです。いろいろな形が出てきましたので、個々にやっていたら、幾らやっても時間が足りませんので、項目だけ紹介することになるかと思えますけれども、それを出して、今度は町民の方に、来年、町は

こんなことを考えているのだというふうな形がお知らせできればいいかなと思いましたが、そういう形で知らせることができるので、今回の質問は、これぐらいにしますけれども、とにかく使うのは、利用するのは町民ですから、つくるためにやるのではなくて、町民の生活を豊かにするために、安全安心を確保するためにやるのが町の仕事なのですから、勘違いしないでいただきたい。少しでも暮らしやすい、安心安全のまちづくりというのであれば、先ほどの街路灯のことにしてもわずかなものです。

1点忘れたので、もう一つ言いますと、民俗芸能にしても、秩父音頭に余りにも偏重し過ぎていますよ。1戸当たり500円の秩父音頭保存会費、これは一体幾らになりますか。先ほどのその他の芸能やなんかだと1年間2万5,000円しか出ない。だけれども、500円掛ける全世帯ですから、それ以外に秩父音頭まつりであるとか、何やかんやでかなりの額が秩父音頭については出ている。また、農業関係についてもそうです。常山議員さんとは逆な話になりますけれども、農業に関する保護施策はいろいろあります。しかしながら、納税者であるという面から見ますと、サラリーマンが町税のほとんどを賄っているのですよ。ところが、サラリーマンに対する町の施策というのはない。これは本当に勤めている人たちから毎度毎度言われることなのです。町は、俺たちのことには何もかかわってくれない。商工業者にしてみると、商工会を通じて多少は融資や何かで面倒も見てくれるけれども、本当にわずかなものだ。もうちょっと全体を見ていただけたらいいのだけれどもなど、こういう声もあるのですよ。

先ほど来み～な子ども公園は好評だ、好評だと言われています。確かに好評です。うちの母親にも、せっかくなつくったものだから、利用しろよということで、利用を促しています。今は冬季で、朝早いと露がつくので、使えないのだからと言ってはいますけれども、できたものを利用しない手はありませんから、利用をどんどんしてもらっています。ああでもない、こうでもない、あそこがよくない、ここがよくないということも言いますが、それを町のほうへ言ったらどうだといってもなかなか出ません。要は、聞こえていることは、ほとんどいいことしか聞こえないのです。だけれども、利用していない人、声なき声というのはあるのですよ。何であんなものをつくったのだと、あんなに金をかけて、ほかにもやることがあるだろうということもあるのです。そういったことにも耳を傾けていただきたいというふうなことをお願いしまして、細かいことを言いますと、長くなりますので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 12番、内海です。ことしも余すところ20日足らずとなりまして、何かとせわしい時期となっております。とりわけ野田首相の暴走解散によって総選挙が今月4日に公示され、16日の投開票と大変慌ただしい、まさに師走選挙の真っただ中にあります。本来なら消費税増税法案提出前に衆議院を解散し、国民に信を問うべきでありましたが、民、自、公3党の談合によって消費税増税法案がことし8月に可決成立しました。また、さきの臨時国会においては赤字国債発行法案の引きかえ、また民、自、公による衆議院比例定数削減の約束のもとに解散総選挙となっております。ことしを振り返ってみますと、昨年3月に発生した未曾有の東日本大震災、また人災と言うべき福島第一原発の事故から1年と9カ月がたちましたが、原発の収束はおろか、遅々として進まぬ除染や瓦れきの撤去、そして戻れる当ても



ない原発避難者は16万人を超え、うち6万人は福島県外での避難生活など悲惨な現状が続いております。放射能による被害や影響は福島第一原発から約250キロメートルも離れた秩父地域を含め広範囲に及んでおります。

また、この間の新自由主義路線による規制緩和等で非正規労働者が全労働者の3分の1以上、1,800万人を超え、年収200万円以下の、いわゆるワーキングプアは1,100万人、そして少子化で労働力人口が年々減少しているにもかかわらず8%を超える若者の失業率、調査ごとに増加し続け、213万人を超えた生活保護受給者、14年間連続3万人を超える自死者等々勤労大衆の貧困化は、ますます拡大している状況にあります。これに輪をかけるように所得税は年明けの1月から25年間2.1%の一律増税、住民税は2年後から10年間毎年1,000円の増税、一方、法人税においては実効税率を5%引き下げて3年間のみ2.4%の復興増税、そして消費税は二、三年後から8%、10%の大増税等々、また国内の経済を顧みない多国籍大企業を中心に円高による海外移転はますます強まっております。

前回の総選挙において国民の生活が第一と掲げ、国民の大きな期待を背負い、政権をとった民主党ですが、野田政権においては、子ども手当は廃止し児童手当に、そして大飯原発は再稼働、消費税は大増税、TPPには参加意向など、前自民政権と変わらず、大企業や財界の意向を尊重し、勤労大衆には犠牲を強いる保守政権となっております。

こうしたことが、今日の政党や政治不信を招く結果となっており、自民党以上に魅力的な日本維新の会など第3極として持ち上げられておりますが、自民党安倍総裁の国防軍を保持できる憲法改正、そして維新の会の石原代表の憲法は改正ではなくて破棄すべき、このような形で憲法改悪への一極集中が進もうとしております。今回の総選挙、脱原発は当然ですが、国の形を変えるTPP、また地方自治体にとっては命綱であります地方交付税制度、その廃止や道州制などが大きな争点となっているかと思えます。いずれにしても、憲法改悪と勤労国民を犠牲にする反動政治を許すのか。それとも脱原発、憲法擁護、国民生活擁護の政治を取り戻すのか、その選択が迫られているかと思えます。

秩父地方のみならず多くの地方自治体では、さきに述べたように若者のみならず深刻な雇用問題や貧困化、そして少子高齢化や人口減少、地域経済の衰退など大きな問題を抱えております。こうした中、農林業を初め地場産業、そして医療や福祉、観光や環境など内需型産業の強化、振興による雇用の創出や地域活性化、生活の安定が求められております。とりわけ自治体におきましては、道路や上下水道など公共的な生活基盤整備、環境保全も含む農林業の育成、また脱原発、再生可能エネルギーの推進など雇用創出を含めた行政推進が強く求められ、こうしたことが地域の維持、そして活性化につながっていくものと考えております。

このような立場から通告に基づき2項目について質問を行います。1項目めですが、重点施策の進捗状況と今後の重点施策について。その①としまして、今年度の重点施策の進捗状況について、特に重点施策の第1項にあります安全安心な生活基盤整備、また第4項にあります観光産業の振興の進捗状況についてであります。

②としまして、今後の重点施策についてお聞きしますが、この間の、前の質問者へ答弁もされているわけなのですが、特に約6億8,000万円もある公共施設の整備基金、この活用計画と公営水道の整備についてのお考えをお聞きしたいと思います。

2項目めの「残土崩落」災害と今後の防止対策についてということで、午前中の若林議員の質問と重複する部分もあろうかと思えますが、よろしくお聞きしたいと思います。

先月16日に発生した金沢地内の建設残土埋立地における残土崩落災害についてお聞きしたいと思います。家屋は残土に押し流され、全壊した住民は、以前から危険を感じ、その日も息子の家に避難した後での災害ということで、人身災害に至らなかったことは不幸中の幸いでありました。今後こうした山林開発による人工災害を二度と繰り返さないためにも、そして何よりも町民が安全で安心して暮らせる、そのためにも今後の対策、対応を含め、何点かお聞きします。

1点目ですが、今回の残土崩落災害の直接の原因は何であったのか。

2点目ですが、崩落や流失の危険が予想されていた中、ことし6月の定例会において若林議員から今回の災害現場となってしまった山林開発について、建設残土の悪臭問題や盛り土部分の土砂流出不安などが指摘され、町当局の指導について質問がされておりました。これに対し町長から、「この開発許可権限は埼玉県の所管であります。町としても秩父農林振興センターや秩父環境管理事務所とも連携をとり、災害の発生や環境汚染等ないよう対応したい」、このような答弁がされております。それから、5カ月後の今回の大災害でありました。この間、どのような対策なり、対応をしてきたのか、お聞きします。

3点目ですが、林地開発の許可申請時における町としての指導や県に対する意見具申など、どのような内容であったのか。

4点目ですが、今後における林地開発に対する対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番の重点施策の進捗状況と今後の重点施策についての中の1点目、今年度の重点施策の進捗状況についてお答えします。安全安心な生活基盤の整備の中の防災行政無線の整備につきましては、予定どおり平成25年11月の供用開始に向けて順調に進んでいます。皆小体育館耐震化工事も工期内に完成しました。これで町内全ての学校施設の耐震化率は100%になりました。消防組織の再編につきましても、1分団は現状どおりとして、2分団から5分団については1つの分団として再編を進めています。平成25年度から日野沢地区の3分団より、順次年次計画により詰所、消防車両等の整備を進めてまいります。防犯灯LED化工事につきましても工期内完成に向けて予定どおり進んでいます。また、各地区で進めています道路改良工事に関係地権者のご協力をいただきながら計画どおり進んでおります。

次に、観光産業の振興につきましては、道の駅みななの登録をJAちちぶと連携し、取り組みまして、10月7日にオープンし、2カ月が過ぎました。客数、売上額とも増加し、極めて順調な状況であります。これも道の駅登録の効果と農産物直売所部長を初めとする皆様のご努力をいただいたものと感謝しております。観光トイレにつきましても日野沢地区に進めております。その他の事務事業も含めまして、今年度事業は予定どおりの進捗状況であります。

2点目の今後の重点施策について申し上げます。夢をはぐくめる安全で安心な快適な町の実現に向けて、安全安心のまちづくりをベースに、子育て支援、元気で長生き対策、安心快適な生活基盤の整備の3本柱を重点的に進めてきました。このような施策は、短期間で終了するものではなく、ある程度のスパンでの取り組みにより、その効果があらわれるものであります。このようなことから来年度以降につきましても、以上の重点施策の3本柱に引き続き取り組んでいく考えであります。

なお、三沢地区への公営上水道の整備につきましては、内海議員さんのお考えもわからないわけではありませんが、これからの地域の実情等総合的に検討しますと、今後も町の小規模水道施設設置費補助金交

付要綱により対応していきたいと考えています。

ちなみに今年度下三沢の水道組合では、小規模水道施設設置費補助金242万円を受けまして、取水堰堤等の水道施設整備工事を行い、安定給水を図っています。平成25年度の予算編成においての大きなものは、生活道の整備促進として下田野橋かけかえ工事、継続事業の国神1号線改良工事の仕上げ、み～な子ども公園への進入路の整備を進めていきます。また、高齢者交通支援策として山間遠隔地高齢者に対するタクシー料金の助成制度を創設します。子育て支援の強化として、3人目の保育料の無料化を拡充します。4月から福祉3医療費窓口払い廃止、24時間無料医療電話相談事業の開設、バイオマスディーゼル燃料事業の実施、その他文化会館事業の促進、3分団詰所等の建設整備、三沢小学校体育館トイレの修理改修、道の駅みなの振興を重点施策として予算編成を進めていく考えであります。

2番目の残土崩落災害と今後の防止対策についてお答えします。1点目の直接の原因は何かとのことですが、現在事業者、県から原因究明中との報告を受けております。

4点目の林地開発に対する今後の対応について申し上げます。今後における林地開発行為につきましては、森林法に基づく法手続の中で対応していくこととなりますが、町としては、今後も開発行為の内容により、地元区長等との意見をも参考に、開発区域周辺住民の安全を第一に、環境の保全と災害防止を、さらに徹底した県に対する意見書としてまいります。

なお、埼玉県砂防指定地管理条例、地すべり防止法に関する件は、埼玉県が所管する事務であります。以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんから通告がありました「残土崩落」災害と今後の防止対策について回答いたします。

初めに、崩落や流失の危険が予想されていた中、どのような対策や対応をしてきたのかとのご質問について。6月定例会の当該林地開発の一般質問の件について県に話をさせていただいております。町は、問題が発生した場合には、県と連携し、対応していく体制をとってまいりました。6月定例会から崩落前まで、地元からの問題や情報は聞いておりませんので、町がとった対応は特にございません。

次に、林地開発の許可申請時における町としての指導、それや県に対する意見具申など、どのような内容であったかとのご質問について。指導する権限は、許可権者の県にありますので、町は指導は行っておりません。県に対する意見については、平成23年8月9日、森林法の規定に基づき県から当該林地開発許可申請書が提出されたことに伴う意見の照会が町にございました。町では、平成23年8月18日、現地において県担当職員、開発業者等からの説明を受け、当該林地開発に対し、6項目の意見を付した意見書を平成23年8月25日、県に提出をいたしました。その内容は、1、当該地域に存在する赤道については、土地整形後、必ず復旧すること、2、調整池の排水先の土地についても地権者に対し説明会等を開催し、事業内容の周知を図ること、3、降雨時等における土砂の流出、出水対策に万全を期し、隣接地域へ被害が及ばないように適切な対策を講ずること、4、残土搬入時、産廃等の混入を防ぐこと、また、におい等近隣地域へ迷惑が及ばないように適切な対策を講ずること、5、当該事業については、事前に近隣住民へ説明会等を開催し、周知を図ること、また当該事業にかかわる苦情及び紛争については誠意を持って対応し、解決すること、6、その他関係法令等の厳守と県、関係機関の十分な指導を要請します。以上が町の意見の内容でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 時間の割り振りもありますので、申しわけないのですが、2項目めのほうからの再質問をさせていただきたいと思いますが、今担当課長のほうから意見を求められた時点で、大きく6点について意見を申し上げたということなのですが、当時、この意見書を出す段階で、周辺住民や地域の方々への説明会なり、意見を聞く場を設けたのかどうか、これが1点。そして、この意見書をつくる基準となったものは何を基準として意見書をつくったのか。

2点目ですが、金沢地内には旭谷という場所があるようです。ここが国土交通省所管の地すべり防止区域として約14ヘクタールが昭和36年に指定されております。今回の残土の埋立地と、この旭谷地すべり防止区域との関係はどのようになっているのか。これは建設課長になろうかと思うのですが、お聞きしたいと思います。

3点目ですが、今回の災害について、町として反省なり、おわびの言葉は一言もないのですね。許可を出したのは県の秩父農林振興センターであるというようなことも言われているのですが、この間の経過を振り返った場合、私も先ほど2項目めで指摘しているのですが、町としても安易に意見書を出してきているのではないかなというふうにも感じられます。そういった点で、町としてどのような責任を考えているのか。また、こうした災害を二度と発生させないためにも、今後厳しい対応をしていく必要があると思います。この点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） ご質問にお答えいたします。

1点目の当時説明会等の場を設けたかのご質問でございますが、当該開発区域は面積が2ヘクタールを超える残土処分場の造成工事であることから、工法等の技術的な内容の説明と回答には高度な専門的な知識を有することから、地元への説明会については許可権者である県から説明をしていただくことが間違いのないと考えました。このことから県へ提出した意見書には、事前に近隣住民へ事業の内容を周知すること、それから説明会等の開催、環境保全と災害防止の対策をお願いする意見を付し、町は地元への説明は行っておりません。

次に、2点目の意見書の基準でございますが、基準といたしましては、環境の保全、災害防止の対策、それから地元説明会等の開催、これを基準として調整した意見でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんの質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり金沢地内には、この旭谷付近に地すべり防止区域がございます。申し上げますと、昭和36年8月26日付で指定になってございます。場所は皆野町大字でございます。地すべり防止区域の名前は旭谷ということになってございます。また、参考に申し上げますと、同場所は砂防指定地にも指定をされてございまして、諏訪沢と申しますが、この地すべり防止区域、それと今回の盛り土の崩落区域、関連はどうかということでございますが、この2つの盛り土の崩壊区域と地すべり防止区域、ほぼ重複してございます。ですから、地すべり防止区域の中に盛り土崩壊の場所が入っているというふうに理解しているかと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんから町において、おわびすべきというようなご質問でございますが、この林地開発に対する今までの法手続の中において、町としての意見書も含めまして、その対応は、私は適切であったと感じております。これは安全、環境、また法遵守を基本にしたものでありまして、適切であったと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 意見書を出す場合、何を基準にしてつくったのかということに対しまして、1つに皆野町の開発行為等に関する指導要綱というのがありますよね。こういったのを参考にしたのかどうか、この点が1点です。

建設課長のほうから、この埋立地と地すべり防止区域については、ほぼ同じ場所だと、こういった答弁がされているのですが、これは私も県のほうに確認しました。県のほうも間違いなく、あそこの埋立地は旭谷地すべり防止区域内だということがわかったと。申請された当時については、横の連絡が悪くて落としてしまったと、こういった県のほうの見解だったわけなのですが、いずれにしても地すべり防止区域については秩父県土整備事務所発行の河川図、これは私も持っていたのですが、たまたまこれを見ましたら、金沢のところの地すべり防止区域と大体同じ場所だなということで、ちょっと調査したのですが、間違いなく、そういうことでありました。

お手元にあるかと思うのですが、平成21年3月の皆野町地域防災計画ですね、これは担当課長さんは持っているかどうかかわからないのですが、この255ページ、地すべり防止区域一覧、これでも示されております。そして、この区域内の人家は2戸、このような表示までされております。こうした実態なり、事実について、県に意見書を出す段階で、町としても、この場所については地すべり防止区域内に入っていますよと、そういった指摘の意見書を出せなかったかどうか、これが1点。

そして、この意見書については、どういった範疇で、組織ですね、庁議に付したのか、または担当課だけでつくったのか、その辺はどういった範疇で協議して、この意見書が作成されたのか、この点。

今後のこととなりますが、先ほど町長のほうからも答弁をいただいているのですが、今後林地開発等の動きがあった場合については、地形等を一番熟知しているのは周辺の住民だというふうに思うのです。この場所が地すべり防止区域に入っているとか、地すべり地帯に入っているとか、土砂の流出区域に入っているとか、そういった地元住民が一番熟知しているだろうというふうに私は思っております。こうした林地の開発等の問題が出た場合、住民への説明会なり、またそこでの意見聴取なり、また同意も含めて、町としても、やはり指導していくというようなことも必要かなと思っております。今後において、こういった林地開発等についての、町独自としての規制、これは県の許可であるから関係ないと言ったらおかしいですけれども、そこに任せるしかないよというのではなくて、こういった問題が発生するのは、やはりその自治体が被害をこうむるわけですから、そこできちんと条例等をつくって規制を図っていくということも必要かなというふうに思っております。例えば環境保全条例などをつくって、自然環境の保全なり、住民の安全安心を確保するような条例制定等今後検討していく必要があろうかと思っております。こういった点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

町の意見は、一体何を基準にして調整したものかという件でございますが、現地を確認した後の調整会

議ということで、建設課、総務課、町民生活課、教育委員会、産業観光課の職員が意見聴取をしました。そのときに開発指導要綱というお話がございましたが、開発指導要綱とは、また違う許可になりますので、開発指導要綱については、特に意見調整はしてございません。先ほど申し上げました環境の保全、災害防止の対策等について意見調整をしたものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） どこと調整して、この意見書をつくったかということと、今後こういったことが二度と起こらないような形で、県の許可に任せるというのではなくて、町としても条例等をつくって規制していくと、そういった厳しい対応をしていかないと、こういう問題というのは、また発生する可能性もありますし、県の段階でも、それこそあそこが地すべり防止区域であったということすら気がつかなかったということでしょう。なおかつ、町の地域防災計画の中で、ここは旭谷の地すべり防止区域だということが明記されているのですよ。この区域の中に該当する人家は2戸あると、そこまでちゃんと書いてある。明記されていますよね。

だから、こういった計画がありながら、あそこに林地の開発の許可申請が出されて、町のほうに意見書の問い合わせがあったときに、町として、そういったことに何で気がつかないのか。どの範疇で検討して意見書をつくったのか。これは町長から答弁いただきたいと思うのですが、やはり反省も含めて。今後こういったことが二度と起こらないような形で、条例等を県だけに委ねるのではなくて、町としても、きちんと規制をしていく必要があるかと思うのです。少なくとも担当課長のほうから、これは開発行為等に関する指導要綱に基づいて意見書はつくってないということなのですが、そんなばかな話はないでしょう。開発行為のための意見書を求められているわけですから、基準にするのは、これしかないではないですか。私は、そう思うのです。それらも含めて、県に全て責任をとらせるということではなくて、やはり町としても意見書を求められたときは、ここは地すべり防止区域に該当していますよ、ここについては問題ですよと、そういうふうに指摘するのが、やはり意見書ではないのですか。私は、そう思います。

最後に、町長のほうから、この件について今後の対応も含めて答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 許可権者が県であるというようなこと、町としては可能な意見書を出したというか、県のほうに提出したわけでございますけれども、結果として、こういう事故が起きてしまったということにつきましては、町としても反省をしなければならぬかなとは思っています。この条例等につきましては、よく検討してみる必要もあるかと思ひますし、また上位の県との調整の中で考えていくことかなとも思ひます。ここですぐ町としての条例をとる即答まではできかねるのですけれども、今回のこの問題については、常に県との連携をとっておりますので、そういう方向で取り組んでみたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） いずれにしても、こういった大災害が二度と発生しないように、町としてもきちんとした対策なり、また条例等で開発については規制していく、そういったことについて今後十分検討して行っていただきたいというふうに要望させていただきたいと思ひます。

1項目めのほうです。今年度の重点施策等については順調に推移しているということなのですが、特に防犯灯のLED化の関係について、ちょっと動きが見えなかったものですから、町長のほうから、予定ど

おり工期限内に完了するような形で今進んでいるということで答弁いただきました。1点なのですが、この間、町長の挨拶なり、また他の議員の質問の答弁の中でも道の駅の状況について答弁をいただいております。オープンして2カ月以上が経過しているわけなのですが、町長挨拶の中でも触れられておりましたが、ここ1カ月の来客数なり、また売り上げ等につきましては、前年同期間に比べて約20%というか、19.2%と申しますか、伸びていると。特に来客数については、これはあくまで直売所の利用者数ということになるかと思うのですが、私も直売所の役員等もお世話になっている関係で、たびたび道の駅に顔を出すのですが、来客者の顔ぶれが大きく変わってきていると。特に駐車している車を見ましても、約30%が県外ナンバーの車です。こういったことで、道の駅としての利用価値なり、また先ほど町長のほうから言われましたが、地域の活性化に結びついているというか、その効果が上がっている、このようなことが言えるかと思えます。売り上げ状況も、ここ1カ月間では、昨年対比で約19%伸びているようです。ただ、単に売り上げが伸びればよいということではないと思っております。できれば皆野町の特産品なり、地元野菜など地場産品の売り上げが伸びて売り上げ増に結びつくと、こういったことがベターだというふうに思っております。

そこで、1点気になるのですが、以前新井達男議員から質問された経過もあるのですが、皆野町のイメージキャラクター「み～な」の活用についてであります。道の駅の販売商品にみ～なのシールを利用している業者がありますが、これがあたかも皆野町の推奨品というイメージを与えかねません。こういうふうに見えるのは私だけではないと思うのですが、最近では大分自粛はしていただいているようなのですが、結果として皆野町のマイナスイメージにつながる場合も考えられます。その商品によってですね。できましたら、み～なの使用取扱要綱の見直しを図っていただき、例えば皆野町の特産品や皆野町の地場産品にみ～なのシールを活用するとか、そういったふう限定してもよろしいのではないかな。というのは、この道の駅をつくるに当たって、町からも看板を含めて1,000万円以上の予算を投資しているわけですから、できる限り皆野町内の業者さんの商品なりが、売り上げが伸びるような形、そういったことも十分配慮すべきだというふうに思います。そういったことで、み～なの使用取扱要綱の見直しを図る考えがあるかどうか、これを1点。

それと、地域活性化のため、町長のほうから最後に三沢の公営水道の件について答弁をいただいているのですが、いずれにしても上下水道の関係につきましては、皆野・長瀬上下水道組合の事業実施というふうになりますが、来年度、この上下水道組合においては浄化槽の市町村整備型の事業、これが4月1日からスタートする予定になっております。この事業の対象区域というのが、公共下水道区域外の地域が対象になるかと思えます。こういった区域が前提となる水道の公営化が進んでいないということが言えるかと思えます。まだまだ三沢地区も含めて公営水道の整備化が進んでいない。この間、先ほども町長の答弁でありましたが、小規模水道に対する補助なり、改善等努力されていることについては、私も評価をさせていただきたいと思えますが、こうした地域におきましては、渇水期など絶対的な水量不足なり、また大雨時における濁水、また水源の維持管理など多くの問題や困難性を抱えております。小規模水道の補助、改善等では、根本的な解決には至っていない、こういったことが言えるかと思えます。

特に現代の生活様式に見合った上水の供給は、基本的生活基盤の整備として、行政として最優先に取り組まなくてはならない、こうした課題というふうに私は思っております。特に三沢地区におきましては、三沢簡易水道の時代には三沢簡水の水源の水量的な問題から拡張整備ができない、こういったことで、この問題が取り残されてきておりました。しかし、9年前の2003年、平成15年4月には、当時の皆野・長瀬

水道企業団と簡易水道が統合になりまして、供給水量での問題はクリアをしている、このような状況にあらうかと思えます。また、この企業団との統合と前後して、当町の議会において2002年、平成14年12月、三沢吉野平地区からの上水道整備の請願を採択しております。次の年の2003年、平成15年12月、当時の三沢第6区水道組合から上水道整備の請願を採択しております。その後、この2件の請願趣旨に沿って三沢旧6区、8区、9区の一部が給水拡張区域として認可がおりております。そして、2008年、平成20年12月、皆野町区長会三沢支部から給水拡張区域への速やかな事業推進と他の小規模水道の公営化を求める請願が出され、これについても採択を行ってきております。こうした三沢地区の公営水道整備に関する3件の請願を当町議会においては全会一致で採択している経過がございます。今日、最初の請願採択から丸10年が経過しておりますが、当時議員として、この三沢地区の吉野平、旧6区からの請願に際し、賛成をしてきている石木戸町長として、政治的、道義的責任のもと、その実現に向けてどのような考えをお持ちか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほども不便なところに住んでおるとい話もいたしましたけれども、私どもの地域におきまして、小規模水道で、共同水道で日々の生活をしております。幸いにして私どもの地区は、水量には恵まれておるのですけれども、吉野平地区からその後小規模水道の、どのくらいの予算でできるものかという試案を示してほしいというようなこともありまして、こちらから示した経過もあります。その後、具体的な話は、まだ届いていないのですけれども、あそこの地区も10軒足らずかなと思えますし、住んでいる方については、そう大勢の方が住んでいるわけでもございませぬ。事業費は億単位の事業費にならうかと思っております。そして、残念ながら、過疎化、少子化、これも顕著な地域でありまして、この前も申し上げましたけれども、水道が引けました。利用する人は数軒、数名になってしまいましたというような懸念もございませぬ。これについては、日向地域の水道も引きましたけれども、現実問題として使用量が極めて少ないわけでございます。

そのようなことから、私は議員のときには賛成をしましたが、今執行側に立ってみますと、町の財政も厳しい中で、そしてまた多くの方々の血税をそういうものに投入するという、先々考えたときに小規模水道で水量が足りるのではないかなと。そして、そう多額でなくて、そうした設備もできるだろうと。でき上がった設備については、シルバー人材センターのようなところと連携をとって維持管理もしてもらえる方策は見通しがつけられると、こういうことでありますので、今質問者の仰せはよく理解できます。できますけれども、今ここで、それに踏み切るといわけには、なかなかいかないわけございませぬ、もう一度地域の吉野平の人たちには、こちらから勧めてみたいと。この夏も、かなりの渇水期がありましたけれども、そこから水が足りないから給水をしてほしいという要請もありませんでしたので、ことしのような渇水でも、そこで足りたということ、いわゆる貯水タンクを大きくしておけば、24時間、そこにためられるわけですから、夜間は使わない時間もあるわけですから、私は足りるのかな、こんなふうにも思っております。よくわかるのですけれども、そんなわけで、こちらの考え方も理解をしていただければありがたいなと思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 財政上の問題が一番だというふうには思うのですが、いずれにしても日向地区と申しますか、玉川谷津、日向、ここについては、約50世帯ぐらいの方が加入されているかと思うのですが、整備されたことによって、特に玉川地区とか、谷津地区ですか、ここについては、整備されたこと



によって大変助かったという声を聞きます。使用水量といたしますか、水道料金の関係等あろうかと思いますが、それは別としまして、現代の生活様式に合った形で、それこそ大雨が降って濁り水で生活用水に使えないとか、そういった問題も他の水道組合から聞かれます。吉野平地区の水道の関係については、行政からもアクションを起こしているようなことも聞いておりますが、いずれにしましても皆野・長瀬上下水道組合の実施事業になろうかと思えます。新たな拡張事業を実施する場合については、その当該町で全て事業負担をすると、こういったことについても聞いております。そのような申し合わせがされているということだと思っておりますが、いずれにしましても上下水道組合としては、新たな事業を展開する場合については、起債を発行して償還の元利といたしますか、それを当該町に年度ごとに負担してもらうと、そういったシステムになるだろうというふうにも言われております。

国においては、この間決められない政治から決められる政治と、このようなことが標榜されまして、逆に消費税増税など勤労大衆にとっては決めてもらいたくないこと、そういった政治が断行されているわけなのですが、石木戸町長におかれましては、町民の生活基盤の安定なり、地域活性化に向けて、住民にとっては最重要課題であります上水道の整備に対して、ぜひ前向きな決断をしていただきたいと。少なくとも吉野平も含めてですが、旧の6区、8区、9区の一部、ここについては給水の拡張の許可が、認可がおりているわけですね。あとは事業を実施するのみなのです。以前も5億3,000万円とかなんとかということで言われていますが、少なくとも海拔500メートルの日向地区、ここに公営水道を引き上げるのにポンプ場が6カ所です。当時事業費が3億円、これは中山間地域総合整備事業で実施しましたから、町の持ち出しは4,500万円で済みましたが、それも恐らく吉野平まで給水を拡張した場合についてもポンプ場は3カ所ぐらい設置すれば十分持ち上げられると、そのように私は思っていますし、いずれにしましても県道沿いのところは、いつでも整備する気ならできないことはないと思うのですよ。道の駅もそうでした。

町長は、大変慎重でありまして、農家だけではなくて、地元中心街の商工関係も含めて、いろいろなことを首長といたしますか、トップになりますと、一面だけで判断できないということは私も十分わかります。ただ、決断したこと、実施したことによって、やはりいい方向なり、地域の活性化に結びついてきているかと思えます。公営水道の問題につきましても、余り先々の地域の状況を想定して云々ということより、逆にそういった生活基盤を整備することによって、若い人たちが地域に定着できたり、またそれこそこういった山村地域に、新たな地域から生活できるような、そういったためにも整備を図る必要があるかというふうに思っております。恐らく同じような答弁になろうかと思うのですが、少なくとも石木戸町長も議員の当時、最低でも2件の請願については賛成してきているわけですから、それに対する政治的な責任というのはあろうかと思えます。

公共施設の整備基金も6億数千円あるわけですから、この水道事業を実施したとしても、すぐさま5億3,000万円なり支出するわけではないのですから、少なくとも起債を発行すれば、当然交付税措置等も関連した措置がされるというふうに思えます。少なくとも給水区域の認可のおりている地域の事業実施とあわせまして秩父圏内の水道事業の統合の問題等も、あるところでは検討されているような話も伺います。それはそれとしても2008年ですか、平成20年12月の請願についても、他の小規模水道、五十新田だとか、または峰地区とか、高府地とか、小根とか、そういったところの水道組合さんも含めて請願が出されているわけですから、こういった地域に対しても給水が可能になるような形での申請に動くとか、これは町長の決断だと思うのですよ。

近い将来、人口が減ったり、過疎化が進むから、そこに貴重な税金を使うことについてはちゅうちよす

る、そういうことではなくて、逆の発想を展開していただきたいというふうに思います。恐らく答弁はあれなのですが、決断を含めて、町長の答弁をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 例えば今議員が言われるように吉野平地域の整備が済めば皆野町の上水道は全て整備ができると、ここの地区だけ残っておるのだと、こういうことであるならば決断もできるかもしれませんが、今議員言われるように五十新田地区だとか、あるいは高府地地区だとか、あるいは平草地区だとか、能林地区だとか、三沢だけでは、そういう地域がまだまだありますし、日野沢、金沢、国神にも、そういうところがあるわけでありまして、その地区だけすれば、それで済むのではなくて、むしろそこをすることによって多くの地域から同じような要請が出てくるということも考えられるわけでございまして、ここはどうしても慎重にならざるを得ないわけでございます。小規模水道の補助制度は大変手厚くなってもおりますし、申し上げているように合併処理浄化槽の問題についても、そうした小規模水道でも十分足り得るわけでございますので、私も、そうした地域の方々には要請もしてみますけれども、今の時点では、色よい回答ができないところもご理解をいただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最後の要望になるかと思うのですが、町長の考えも理解できないことはないのですが、いずれにしても三沢地区だけではなくて、国神地区の桜谷、日野沢地区の小学校から上の部分というか、上流の部分ですね、金沢地区はほとんど整備されていると思いますし、あとは皆野地区でいえば谷草地区、それとあとほとんどが三沢地区、この公営水道の整備がされていない、こういった状況にあらうかと思います。本当にこれからの地域の活性化を含めまして、町長がやるというのはわかるのですが、少なくとも三沢地区からは、その3件の請願が出されているのです。その請願の重みというのもの、やはり十分捉えていただきたいというふうに思いますし、生活基盤の整備の中で、水の問題というのは最重要課題だというふうに思います。こういったことを整備した中で、下水道の整備等図っていくのが順序ではないかなと思いますので、浄化槽の市町村型の整備事業も来年の4月からスタートするという事になっておりますので、こういったところにも十分水が賄えたり、現代の生活様式に見合った、濁り水とか、渇水期に水が出ないとか、そういった問題を根本的に解決するには公営水道の整備が必要だと思いますので、この点を十分、格段の配慮をお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第35号から議案第40号まで並びに承認第4号及び同意第5号の8件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第35号 皆野町こどもの医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第35号 皆野町こどもの医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年4月からこどもの医療費、ひとり親家庭等の医療費、重度心身障害者医療費の3医療費に係る窓口払いを廃止するため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第35号 皆野町こどもの医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議案の内容をご説明申し上げます。

初めに、1枚おめくりをいただきまして、改正条例本文をごらんいただきたいと思います。1ページ、表題の後が第1条、こどもの医療費支給に関する条例の改正文でございます。さらに1枚おめくりをいただきまして、2ページの下から5行目、皆野町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正文、第2条でございます。さらに1枚おめくりいただきまして、4ページ、上から8行目、第3条、皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の改正部分でございます。

これら3条例に係る医療費の一部負担金窓口払いを平成25年4月から廃止するため、所要の条例改正を行うとともに、あわせて文言の整理を行うものでございます。

右のページ、10分の1ページとページを振ってありますが、新旧対照表に沿って内容をご説明申し上げます。初めに、こどもの医療費支給に関する条例の改正でございますが、題名及び第2条第1号の改正は、文言の整理を行うものでございます。

第2条第3号の改正でございますが、これは交通事故等の第三者による賠償金との調整を後ほど第8条において新たに規定するため、ここでは削除するものでございます。第5号は、医療機関の定義を新たに追加して規定するものでございます。

次に、第3条、支給対象の規定でございますが、1枚おめくりをいただきまして、2ページ、第2項第4号を追加して、支給対象となる方が重複をする場合には、ひとり親家庭等医療費支給を優先するという規定を追加するものでございます。

次の第4条の支給でございますが、条文の整理により第2項を削除するものでございます。第5条、支給の方法等でございますが、本条例改正の主な目的にかかわる部分でございます。第2項の改正は、対象

の子供が、町長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を受給資格の登録を受けた者にかわって当該保険医療機関等に支払うことができるとするものでございます。この中で町長の指定する医療機関等とは、秩父郡市内の病院、歯科医院、薬局などでございまして、診療の際の一部負担金を町がかわって支払うことができるというものでございます。第3項の追加は、前項の規定による支払いがあったときは、当該受給資格の登録を受けた者に対し、こどもの医療費の支給があったものとみなすというものでございます。次の第4項の規定は、町長は、第2項の規定により当該保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉県支部、国民健康保険団体連合会等に委託することができるとするものでございます。これらの規定によりまして、秩父郡市内でのこどもの医療費一部負担金は、町が支給を直接行い、医療機関等への審査支払いも診療報酬支払基金や国保連合会が行うというものでございます。

次に、第6条、受給資格の登録と第7条、届け出の義務でございしますが、今回の改正に合わせて文言の整理をするものでございます。

次に、現行の第8条、支給金の返還を、第9条、こどもの医療費の返還に改正をいたしまして、新たな第8条として、先ほど第2条第3号で削除しました交通事故等の第三者行為による損害賠償との調整を新たに規定するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、現行の第9条を第10条に、第10条を第11条にそれぞれ改正し、あわせて文言の整理を行うものでございます。

次に、下の5ページからが、ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の改正に係る新旧対照表でございします。初めに、題名の改正、第2条第1項から次のページ、第6項までの改正は、文言の整理を行うものでございます。6ページをごらんいただきたいと思います。第7項の追加は、医療機関等の定義を新たに追加するものでございます。

下の7ページ、第6条、支給の範囲をごらんいただきたいと思います。現行では、ひとり親家庭等医療費は、医療費支給の対象から控除する額の規定、また控除しない場合の規定がございしますが、他の医療費支給事業と同様に控除額を設けないものとするため、条文の整理と改正をするものでございます。

さらに、1枚おめくりをいただきまして、上の8ページでございします。第7条、支給の方法等でございしますが、条例改正の主な目的にかかわる部分でございします。第2項の改正は、対象者が町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合は、ひとり親家庭等医療費をかわって当該保険医療機関等に支払うことができるとするものでございします。第3項及び第4項の規定は、こどもの医療費と同様に追加をするものでございまして、これらの追加規定によりまして、秩父郡市内でのひとり親家庭等医療費一部負担金は、町が支給を直接行い、医療機関等への審査支払いも診療報酬支払基金や国保連合会が行うものでございします。

次に、下の9ページからが重度心身障害者医療費支給に関する条例の新旧対照表でございします。第2条第3項をごらんいただきたいと思います。一部負担金の定義でございします。現行のただし書きは、こどもの医療費の対象者の部分でございしますが、このただし書きを削除するものでございします。これによりまして、こどもの医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費は、重度心身障害者医療費支給が一番先に、ひとり親家庭等医療費が次に、これらに該当しない場合はこどもの医療費という順になります。

最後のページをごらんいただきたいと思います。第8条、支給の方法等でございしますが、重度心身障害者医療費は、町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金等にかわって当該医療機関等へ支払うことができるという規定が既にございします。したがって、第4項におきまして、支払うべ

き額の審査及び支払いを社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会等に委託できる規定を追加するというものでございます。

恐れ入りますが、改正条例本文4ページへお戻りいただきたいと思っております。改正条例本文4ページ、最後の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし書きで、それぞれの窓口払い廃止に係る部分の改正につきましては、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、簡単ですが、議案の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉です。

10分の2ページ、第6条になりますけれども、新しい改正後で、「こどもの医療費の支給を受ける保護者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない」とありますが、これはどのような段取り、手続で、これが実行されるのでしょうか。病院の窓口においてあって、簡単にできるというようなものでもなさそうなので、1度役場に出向いてもらって何らかの証明書を添付して発行されるのかなと推測しますけれども、その辺をはっきりお教え願います。それをいただいてから、もう一点お聞きします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） この受給者証でございますが、まず1点、それぞれの方が国保の保険証なり、あるいは社会保険の保険証なりをお持ちでございます。子供についても同様ですが、それに足してこどもの医療費受給者証というものを3月をめどに発行したいと考えております。

〔「自動的に」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行） おいでいただくか、郵送になるかわかりませんが、そういった段取りで、その保険証と受給者証を2つ持って医者にかかっていると、その場合に窓口負担が無料になるという段取りでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうすると、そんなに煩わしい手続でなく、これは速やかに発行できるということと期待していますけれども、大丈夫ですね。

〔何事か言う人あり〕

○1番（小杉修一議員） わかりました。そうしまして、1枚めくって10分の4ページで、第10条というのができましたけれども、この条例による、「こども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない」とありますが、こんなようなことはやらないと思うのですけれども、受ける権利を有する人というのは、その保険証を持っている人なのですか、それともその人にかわって申請する医療機関が、その権利を持つことになるのですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） こんなことはあり得ないと思っておりますが、一般的に私なりの子供が受給者証を受けまして、こどもの医療費を受ける権利が私の子供にはあるのだと、受給者証をどう使おうが構わないではないか、東京にいるところが来たときに、これを使ってかかれば無料だよということはだめだという趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今聞いて、そういうことも間違うとあるのかなという範囲で理解させていただきます。だから、こういうのはよく考える人がいるなという感心のもとにお聞きして、そうすると、いろいろなことにおいて未然に、こういうふうにやるとかという、けさ大野議員が質問したけれども、空き家の何とかという話もありましたけれども、その辺にも少し考えが及んでもいいのかなという気が少しいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 常山です。

今の小杉議員の質問と重複するのですけれども、10分の3ページの、今までの旧の現行のは、3番目の「受給者は、対象児について医療を受けようとする場合は、医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び子どもの医療費受給資格証を提示しなければならない」と医者にかかる時の手順が書いてあるのですけれども、今度の場合は、町長は資格証を交付しなければならない、それでは病院に行ったときには、どうしなければいけないということが書いてないのですが、それは要らないのですね。先ほどの健康福祉課長の答弁ですと、保険証とこどもの医療費受給者証を提示して医者にかかるということは答弁で聞いたのですが、この改正後には、病院にかかるときは組合員証、それからこどもの医療費受給資格証を提示しなければならないということは書いてないのですが、別にそれはいいのですよね。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 受給資格の登録の中で、おっしゃるように提示しなければならないという現行の規定がございますが、これは提示しなくてもいいというふうに変えたわけではございません。一般的に医者にかかるときには保険証と受給者証を出すということでございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 今までの、現行のに、そういうふうに「受給者は、対象児について医療を受けようとする場合は」ときちんとして書いてあるのに今度は書いてないので、どうしたのかなということで質問させていただきました。保険証とこどもの医療費受給資格証を出すのが常識的だろうとは考えますが、わかりました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第36号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第36号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険税の納期を5期から8期に変更したいもので、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 四方田勝吉登壇〕

○税務課長（四方田勝吉） 議案第36号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について内容をご説明申し上げます。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございます。新旧対照表をお開きください。普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は年5期と規定されておりますが、納税者の方の1期当たりの納付額が緩和されるよう改正案のとおり納期を7月から翌年2月までの年8期とする改正内容でございます。

改正条例にお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第36号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。

第1期から第5期までで納めていたものを第8期に分けていただけるというのは、人によっては分納で、毎月の払いが低くなるかなと期待される面もあろうかと思えますけれども、これは、その観点からというものではないのですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 1番、小杉議員からのご質問にお答え申し上げます。

先ほど説明でも申し上げましたとおり、1期当たりの納付額が緩和されるよう5期から8期に納期をふやすということでございます。

なお、納期をふやすことによりまして、直接銀行等の窓口に行って納付していただく方には手間等ふえますが、そういう方には、ぜひ手続が簡単で安全便利な口座振替をご利用いただければと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） では、そのような観点から、このように変更されるということは、ある意味歓迎する人もいようかと思えますけれども、参考意見として税務課長に答弁いただいているので、ちょっとお聞きしといてもらいたいところなのですけれども、国民健康保険税におきまして、資産割というのが存在しますけれども、固定資産というのは、土地とか建物、町税の対象になる固定資産でありますけれども、それはこういうところにおいて先祖代々からかなりのものを持っていらっしゃる方がいて、それでもって、しかしこのような大変厳しい時代において資産はあるのだけれども、収入がないという。だから、所得割という部分は納得せざるを得ないのですけれども、資産割というのは、このような時代において、その部分が厳しいという考えもあろうかと思うのですけれども、これは他の市町村でも前にちょっとお伺いしたような気もするのですけれども、同様だから、そうなのだと。もしかして皆野町でその辺が緩和できる措置があるのだかどうか、ひとつ参考までによろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） お答え申し上げます。

国保税は、仰せのとおり所得割、資産割、均等割、平等割、この4方式において課税させていただいております。

なお、資産割につきましては、今年の、ちょうど1年前の定例会におきまして、税率改正を可決していただきました。今年度から資産割につきましては、45%から40%に減らしております。そのかわりに所得割を上げさせてもらいましたけれども、国保税の課税につきましては、今言った4方式が埼玉県内大多数でございます。

なお、大きな市といいますか、被保険者数の多いところは4方式ではなくて、所得割と均等割だけの2方式で課税しているところもございます。そうしますと、当然資産割がなくなるわけですから、所得割なり、また均等割なりの税率を上げないと、国保が運営できないという状況になろうと思っておりますので、皆野町は当分4方式でという考えでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ありがとうございます。そのような自治体もあるということをお聞きしたので、今後私も意見をまとめる参考にさせていただきますので、今後ともよろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 納期を細分化する目的については、税務課長のほうから納税者の軽減を図るためということで、その理由を言われているのですが、今日の収入状況というか、生活状況等を考えた場合、納期を細分化したことによって1回の負担は確かに軽くなるかもしれませんが、根本的な解決にはならないというふうに私は思うのですが、いずれにしても、こういった形で細分化することによって収納率はどの程度の向上を見込んでいるのか、そういった理由はないのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんの質問にお答え申し上げます。

確かに納期5期から8期ということで、細分化ということで、1回当たりの納付額は緩和されますけれども、免税額が変わるわけではございません。ただ、回数をふやすというだけでございます。

なお、細分化することによりまして、納付率の見込みといたしますか、まだ具体的な数字は出しておりま



せんが、1回当たりの納付額が少なくなるわけですから、納付率は上昇すると考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第37号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第37号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第37号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について議案の説明を申し上げます。

この議案は、埼玉縣市町村総合事務組合の規約を変更するために、加盟する地方公共団体の協議を経て埼玉県知事の許可を受けるため、町議会の議決を要するもので、内容は平成24年10月1日に白岡町が市制施行したことにより、埼玉縣市町村総合事務組合の規約の中の「白岡町」を削除し、また関係する語句を改正するものであります。

変更内容の説明は、新旧対照表により行いますので、2ページおめくりください。右側が現行、左側が改正後でございます。

1 ページをごらんください。別表第1は、組合を構成する市町村を、また別表第2は組合市町村の共同処理する事務について規定しております。

次のページの別表第3は、組合の議会議員の選挙区について規定しております。変更部分ですが、1 ページにお戻りいただいて、1 ページの別表第1では、「蕨市」の次に「白岡市」を入れ、「宮代町」の次の「白岡町」を削り、さらに「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改めるものです。

別表第2の上段、第4条第1号に掲げる事務の項では、「ふじみ野市」の次に「白岡市」を入れ、「宮代町」の次の「白岡町」を削り、さらに「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改めるものです。

同表中段の第4条第2号に掲げる事務の項では、「蕨市」の次に「白岡市」を入れ、「宮代町」の次の「白岡町」を削るものです。

同表下段の第4条第3号に掲げる事務の項では、「加須市」の次に「白岡市」を入れ、「宮代町」の次の「白岡町」を削るものです。

次の2ページの別表第3の上段、第1区の項では、「蕨市」の次に「白岡市」を入れ、下段、第2区の項では「宮代町」の次の「白岡町」を削るものです。

それでは、規約の改正文をごらんください。附則の規定でございますが、この規約は、平成24年10月1日から適用するとするものです。

以上で議案第37号に係る説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第38号 秩父広域市町村圏組合の規約変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第38号 秩父広域市町村圏組合の規約変更について、提案理由の説明を申し上げ

げます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、秩父広域市町村圏組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第38号 秩父広域市町村圏組合の規約変更について議案の説明を申し上げます。

この議案は、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改名されたための改正です。

変更内容の説明は、新旧対照表により行いますので、2ページおめくりください。右側が現行、左側が改正後でございます。

1ページをごらんください。変更の部分は、第3条第1項第9号中では、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。

次に、第19条第1項第1号中の「別表第1」を「別表」に改めます。

次の別表第1（第19条第1項関係）では、欄外の「別表第1（第19条第1項関係）」を「別表（第19条関係）」に、次のページの表中下段の費用項目の欄の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。

それでは、規約の改正文をごらんください。附則の規定でございますが、この規約は、平成25年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第38号に係る説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時25分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほど内海議員さんからご質問ありました、イメージキャラクター「み～な」の使用の関係について答弁させていただきます。

み～なの使用につきましては、皆野町イメージキャラクター「み～な」使用取扱要綱、これにのっとり使用を承認しているところでございますけれども、要綱の中には皆野町を、このイメージキャラクターを使って広く周知するという目的がございます、多くの方に使っていただきたいということで考えております。この要綱で使用できるものにつきまして、幾つか条件がありますけれども、中に「町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるときについては、使用を認めない」という要綱があります。先ほどお話の商品につきましては、特別町のほうに苦情が来ているわけではございませんけれども、町のイメージがマイナスイメージとなるようなものであれば、今後について、また精査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そういうことだと思うのですが、いずれにしても、その業者に対しては、この取り扱いの許可を出しているというふうに思います。ここで言うのは適当かどうかかわからないのですが、いずれにしても皆野町とか、秩父地域に関係ない、明らかに全国どこでも売られているような商品に対して皆野町のイメージキャラクターである、み～なのシールが張られるということについては、結果として皆野町のイメージダウンにつながるのではないかなというふうに私は本当に危惧しております。そういったことで、できましたら、現地を確認していただくなり、そういったイメージを受けるということがありましたら、ぜひ指導を徹底していただきたいと思っておりますし、今後許可する場合については、できる限り地元産といいますか、皆野産なり、地場産品、例えば前に新井議員のほうからまんじゅうに焼き印をしたりとか、天空のおやきに焼き印を押して使いたいとか、そういったことであれば、私も十分理解できるのですが、結果としてイメージダウンにつながるようなことが危惧されますので、その辺十分に配慮して許可なり、指導を徹底していただくよう要望させていただきたいと思っております。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第39号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第39号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,207万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億683万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、保育所運営費国庫負担金の増、寄附金及び土地売却収入の増や児童手当国庫負担金の減及び町営バス購入事業に係る辺地債の減を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、保育所入所児童運営委託料の増、下田野橋橋りょう設計業務委託費の追加、また町営バス役場前バス停回転場整備工事費や農業委員会委員選挙費の追加を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第39号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,207万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億683万6,000円とするものでございます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算の補正でございます。5ページをお開きください。第2表、繰越明許費の補正でございます。町道下田野1号線にかかる下田野橋の橋りょう新設事業について、年度内に支出が終わらない見込みであるため、その経費を翌年度に繰り越すものでございます。

次の第3表が地方債の補正でございます。町営バス購入事業が確定したことにより、これに充当する辺地対策事業債の限度額を減額し、本年度の起債限度額の合計を4億3,510万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入から主なものについてご説明申し上げます。上段の款12分担金及び負担金、項1負担金、目2民生費負担金、保育所児童保護者負担金及び次の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3保育所運営費国庫負担金は、保育所入所児童数が当初の見込みを大きく上回ったため追加するものでございます。

同じ目、節4児童手当国庫負担金及び下段の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節4から節6までの児童手当に係る負担金は、実績見込みにより減額するものでございます。

次の4ページをお開きください。中ほどの款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入394万9,000円の補正は、普通財産及び赤道の払い下げによる収入を追加したものでございます。

次の款17寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金1,030万円の追加は、3名の方からご寄附いただいたものをありがたく頂戴するものでございます。町内にお住まいの豊田幸雄様からは、み～な子ども公園の整備資金として1,000万円を頂戴いたしました。また、町の福祉向上のためとして、秩父市にお住まいの市川渡様から20万円、町内の浅見武章様からは10万円をそれぞれ頂戴いたしました。

一番下、款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金から次の5ページになりますが、目4財政調整基金繰入金までは、今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

中ほどの款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節1消防団員退職報償金等受入金は、額の確定による減額

でございます。

次の6ページからが歳出になります。6ページをお開きください。歳出について主なものをご説明申し上げます。

なお、各費目の中で、職員手当、共済費の補正がございますが、これは共済費負担率の改定及び実績に基づく人件費の補正でございます。

また、財源不足を最少とするため、多くの費目で執行済み予算等の減額を計上しております。

8ページをお開きください。下段の款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節2給料138万7,000円の追加は、人事異動に伴う計上がえによる追加でございます。

次の9ページをごらんください。項4選挙費、目3農業委員会委員選挙費276万4,000円の追加は、来年2月末で任期が満了する農業委員会委員の選挙の執行経費の追加でございます。

下段の項7運行管理費、目1町営バス運行費、節15工事請負費472万5,000円の追加は、秩父消防署旧皆野分署跡地を町営バス回転場及びバス停として整備する工事に要する経費を補正するものでございます。

10ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会運営費補助金は338万2,000円の追加補正でございます。これは社会福祉協議会が行っている介護保険の訪問介護事業に係る収益が予想を下回るため、不足する経費に充てるため、補助金を増額するものでございます。

同じ目、節23償還金、利子及び割引料、返還金665万4,000円の追加は、平成23年度の障害者自立支援給付費等に係る国、県の負担金について、精算の結果、返還が必要となったため補正するものでございます。

次に、11ページをごらんください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料、保育所入所児童運営費委託料1,597万2,000円は、保育所入所児童数が当初の見込みを大きく上回ったため、追加するものでございます。

同じ項、目2児童措置費、節20扶助費、児童手当1,375万円の減額は、給付実績に基づき補正するものです。

飛んで13ページをお開きください。2段目、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節11需用費、印刷製本費106万1,000円の追加は、道の駅みなので配布している観光パンフレットに不足が生じたため、これを増冊するためのものでございます。

一番下、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で、次の14ページになりますが、一番上、節15工事請負費は、町道2路線の補修工事費を追加するものでございます。

同じ項、目3道路新設改良費、節15工事請負費500万円の追加は、町道皆野113・114号線の改良工事について増額するものでございます。

目5橋りょう新設改良費、節13委託料1,386万円の追加は、繰越明許費の補正でもご説明いたしました町道下田野1号線にかかる下田野橋の新設のための測量設計調査の委託料でございます。

同じページ、一番下、項5住宅費、目1住宅管理費、節11需用費、修繕料384万5,000円の追加は、町営住宅の修繕経費の補正で、主に退去により空室となった部屋のリフォームに係るものでございます。

次の15ページをごらんください。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償費、退職報償金は、本年度の支給額の確定による減額でございます。

同じ項、目3消防施設費、節15工事請負費、金崎ヘリポート舗装工事費63万円の追加は、ドクターヘリ等の発着時の砂、枯れ草等の飛散を防止するため、未舗装部分に舗装工事を施行するものです。

16ページをお開きください。上段の款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費175万円の追加です。これは国神小学校の児童用トイレを洋式に改修するもので、身体的理由から現在の和式トイレを使用できない児童の入学が見込まれるため、新年度を前に改修を行うものでございます。

飛んで18ページをお開きください。下段の款12公債費、項1公債費、目1元金、目2利子とも平成23年度の借入額及び平成24年度に借り入れを見込んでいたものの減額によるものでございます。

次の19ページをごらんください。款13諸支出金、項2基金費、目3地域福祉基金費、節25積立金、地域福祉基金積立金1,000万円の追加は、歳入でご説明いたしました、豊田様からの寄附金を基金に積み立てるものでございます。これはみ～な子ども公園の整備のためとして寄附金を頂戴いたしましたが、本年度は寄附金を有効に活用する整備事業を検討し、実施する時間的余裕がないことから、一旦基金へ積み立て、翌年度以降に実施する公園整備事業の財源とするものでございます。

次の20ページから23ページまでが給与費明細書、24ページが地方債に関する調書となっております。

以上、簡単でございますが、平成24年度一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 2点ばかりお尋ねします。

14ページの道路新設改良費と15節工事請負費なのですが、これは耳が少し悪いもので、聞きづらかったのですけれども、町道皆野113・114号線の追加というように聞こえたのですが、どういう費用なのか。また、113・114号線と言われてもわかりづらいので、場所と、それからもし追加ということであるならば総額でどれぐらいかかることになるのか、教えていただきたいと思います。

それから、その2つ下の橋りょう新設改良費の中の13節委託料です。測量設計調査委託料、これは下田野橋ということなのですが、一般質問の中でも話題として出てきたのですけれども、下田野橋、多分これはかけかえになるのかなと思いますが、ここの橋をかけかえるということになりますと、その幅の関係、それはその先の踏切、またその先の県道部との接合部分にある橋、その他そういった形で非常に影響が大きく関係してくると思うのですが、まず第1に、橋以降県道までの間の、いわゆる下田野1号線の拡幅改良の予定があるのかなのか。あるのであれば、大体どの程度の期間でもって事業をする予定なのか、ないのならばないということ。それから、橋については、設計を委託するわけですから、その内容について、どのような内容の橋にするのかということについてお聞きしたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まずは14ページ、目3道路新設改良費、これの町道皆野113・114号線、これの場所でございますが、旧畝工場の跡でございます。そこの用地買収がかなり進みましたので、それらを含めた工事の追加でございます。

続きまして、町道下田野1号線下田野橋の件でございます。まず、橋の幅員でございますが、橋としましては、今度車道を2車線、車道幅員7メートルを考えてございます。ただ、道路の全体計画としますと、手前の道路改良が済んでございます。手前の道路改良のほうが車道7メートル、歩道2.5メートル、全幅10メートル57という寸法でございます。今現在親鼻の交差点から下田野の橋の手前まで、その改良工事が済んでございます。その残り、ずっと下田野地内を通りまして、県道の長玉線までの間の改良はどういうふう

にするのかということでございますが、当町としましては、この下田野橋をつくるに当たりまして、下田野1号線、先ほど申し上げました2車線の道路で、将来的にはつくりたいという意思を持ってございます。ただ、すぐすぐそれを進めるわけではございません。今の考えとしますと、その下田野橋、それから約100メートルぐらいの取り付け道を今回考えたいと。ただ、全体的には最初に申し上げたような幅員で、将来的にはやるという道路改良の、その中の一環として下田野橋を架設をするという考えでございます。

あと、橋の設計の内容でございますが、平成22年度ぐらいに答弁で申し上げたとおり、下田野橋の耐用年数は標準的な耐用年数からいきますと、大体平成28年度ぐらいに迎えるということでございます。今現在考えております改良工事の内容というのは、今現在の橋、この橋をそのまま落とさないで歩道に使いたいと。この橋を歩道に使い、新たにその下流側に車道部を施行するという考えでございます。ほかにも全部橋を落として新たな橋りょう、車道、歩道を架設するという考えもございましたし、また今の橋を車道に、もう一つ車道と歩道橋をつくるというような案もございましたが、交通どめの関係、または将来的な費用の問題、これらを考えますと、今申し上げました現在の橋を歩道として使い、新たに車道をつくるというのが費用的にも大変安いということでございますので、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） まずは、上の工事請負費、町道113・114号線については、一応場所等理解しましたけれども、総額で幾らというのが、ちょっと抜けていたかなと思いますので、重ねてお尋ねしておきたいと思えます。何メートルで総額幾らなのか。

それから、今回の下田野橋についてなのですが、何かすごく曖昧なのですよね。今回は橋だけ、その先は、まだやりたいけれども、未定だと。今の答弁だと、そのようにしか聞こえないのですが、少なくとも橋まで広げていくのであれば、その先は当然やらなければいけないのだろうなというふうに思っております。ですから、一般質問でも町長には、その辺のことをお聞きしようかなとも思ったのですが、こちらで細かいことということの中の詳細について、どこまでの確保になるかわかりませんが、例えば踏切までとか、幾つかに分割して、その中で何年度までには、どれぐらいというようなことも言えるのであれば聞いておきたいし、また一番大事なことは、今橋の形について建設課長のほうから答弁がありましたけれども、その形についての検討は内部だけでやったのですか、それとも少なくとも地元区長、地元住民などの説明等はしてあるのですか、ないのですか。その点についてお聞きしておきたいと思えます。また、町長には、最後にまとめ方お聞きしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） まず、町道皆野113・114号線の総額でございますが、この500万円が、全て追加の額でございますが、細かい額まではちょっと覚えていないのですが、当初の予算と合わせまして900万円程度だと記憶してございます。

〔「全長は」と言う人あり〕

○建設課長（小宮健一） 延長については、今調べておりますので。

それと、下田野橋の、どういうふうに検討をやっているかということでございますが、今年度橋りょうの長寿命化の、これも委託でございまして、長寿命化の調査を実施してございます。この橋というものに関しまして、どういうふうなものを作るか、これは道路管理者としまして、その橋の内容については、技術的に大変高度な問題がございまして、秩父県土整備事務所のほうにもご相談はしましたが、今のと



ころ、どこで考えているかという、町の内部でございます。ただ、今現在におきましても、これから委託をし、現地の測量及び地質調査をし、それを待って正式には決定するというふうになると思います。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○建設課長（小宮健一） 失礼しました。

延長のほうがわかりました。合計の延長が165メートルでございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 全長165メートルに対して900万円ということでよろしいかと思うので、一応確認のため、それでよければ、うなずいてもらえれば結構です。

〔何事か言う人あり〕

○10番（林 豊議員） それでよいということですね。

下田野橋に関してですけれども、当然のこととして、下田野橋のかけかえ工事ということが始まれば、この下田野1号線の拡幅ということは、周辺住民にとっては期待というよりも、当然のことであろうというふうになるかと思えます。というよりも、むしろ下田野1号線の改良の中で、下田野橋のかけかえというのが出てくるのが、考え方としては普通だろうと思うわけです。ただ、今の話ですと、かけかえありき、延長といたしますか、下田野1号線の改良については、まだ先で、海のものとも山のものともわからないよというようにすら聞こえてまいります。

技術的な問題は、もちろんあその場所を見れば、当然出てくるであろうということはわかりますし、またさっき説明の中で、現橋を歩道として残し、その下流側といたしますと、荒川側だと思っておりますが、荒川側に新橋をかけるとなると、場所的な余裕、それらから考えると、現在ある住宅を少なくとも1軒ないし2軒、移動またはどいてもらわないと道ができてこないというふうに思えます。そういったことが現時点でも予想される中、それらのお宅、住民の方々には、そういったことまで含めて、また地域の人たちに対しては、そういうことまで含めて話というのはしてあるのでしょうか。もしないとすれば、それは非常に勝手な話で、ご存じのとおり私が言うまでもなく、都市計画が破綻している皆野町にとっては、住民サイドの協力がなければ道はできません。ですから、幾ら設計を終わらせたとしても、住民サイドで、そこは嫌だと、上流側につくればいいではないかと言われた際にはどうするのか、そういったことまで考えられると思えます。

また、道を広げていくわけですから、少なくとも5年、10年というようなスパンで考えていくべきことではありませんから、その先の踏切についても、また踏切以降も農地ではなくって住宅地がどんどんふえてきていますから、そういったところに対しても拡幅をするのだという意思表示をしないと、1日1日と拡幅しづらくなっていますから、それらを含めた住民の協力要請であるとか、道路の説明であるとかということが絶対的に必要になると思うのですが、そういったことは、今回の関係する狭い地域でもいいですが、したのですか、またする気があるのでしょうか。まずは、したかしないかについては建設課長に、するかしないかということになるのであれば町長にお答えを願いたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんの再質問にお答え申し上げます。

地元の方にご説明をしたかどうかということになりますと、当然今回この補正で委託の予算要望をいたしてございます。その土地の確保まで約束をしたわけではございませんが、当然ながら地元区長及び地権

者には、こういう計画で測量設計をやりたい、またその後には当然工事をやりたいという申し入れ、お話しはしてございます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） この下田野の信号から橋までの工事を最初にやったわけですが、そのころからいろいろなことを議会の皆さんからも言われてきました。私も引き続いてやりたいという気持ちは持っておりますけれども、今回踏み切れたというのは、補助をしていただける見通しがついてきたと。ですから、町の持ち出しも幾分少なくとも工事ができそうだという見通しがついてきたということから踏み切ったわけでございます。また、今議員言われるように長玉線までの延長工事についても、将来的にはやっていきたいと思っておりますけれども、今回の工事につきましては、町営住宅の付近までというのでしょうか、町営住宅を過ぎたぐらいまで、その先については、踏切とか、かなり狭い部分もありますけれども、もっともっと町内には日ごろの生活道に厳しい地域、箇所もありますので、この下田野1号線については、今回の橋の工事をした後は、幾分また様子を見て、お世話になっていくことがいいのかと、こんなふうに思っているところであります。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 組長さんの考え方ですから、石木戸町長の考え方が今示されたとおりであるというふうに理解しますが、こういったものというのは、町の中でも幹線町道です。幹線町道がセンターラインも引けない、狭い道である。これは、ここばかりではありません。皆野病院の前だけは非常に広いのですが、あの延長であるとか、そういった部分というのは、1日、1分1秒を過ぎれば過ぎるほど拡幅が難しくなってくるというような時世でございます。町民も人口増で、住むところがなくなるほどだというのであれば、そんなに広げられては困るというようなこともあります。残念なことでもありますけれども、人口もそうふえる状況ではありませんから、こういった時期に、こういった計画、大きな幹線道路をきちんと整備していくのも一つの考え方だと思います。考え方については、それは町長の意思でもありますから、それを強制することは、もちろんですできませんが、そういったことも積年の課題でありますから、それらについて幹線町道の整備がないところで生活道をやっても、後になってごちゃごちゃするだけの話ですから、そういう考え方もありますので、検討をお願いしておいて、それを要望としまして終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 2点ほど質問させていただきます。

まず、歳入ですが、4ページ、真ん中より少し下、財産収入、不動産売払収入395万2,000円、これは赤道の払い下げと聞きましたが、件数は何件で、場所はどこか。そして、払い下げのための条件、これを教えてください。

次に、先ほど林議員のほうからも質問がありましたが、14ページ、やはり町道下田野1号線下田野橋、急遽ここが補正で上がってきた、この意味づけというのはどういうことなのか。私も下田野橋、これに関しましては、平成22年から一般質問で2回ほど質問させていただいております。そして、親鼻橋付近の交差点の改良工事、これに伴って次は一番危険と言われている下田野橋、これを改良する必要があると。そして、将来は、林議員からお話があったように1号線全体を改良すると、このような形で点から線、面へと展開していく、このようなことが一番よいのではないかと、そういうことを前申し述べておりますので、その辺に関しまして、どういう流れの中で今回補正で上がってきたのか、その説明をお願いいたします。

す。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 7番、新井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、4ページ、歳入の件でございます。土地の売り払い、件数は4件でございます。赤道の売り払いの要件ということでございますが、まず1番に、その赤道を払い下げても、他にその赤道を利用して入っていくものがないと。要は、その道を払い下げても、ほかに迷惑のかからないというふうなことがございます。今回の払い下げの内容を見ますと、道路改良で余りました、すぐ横の残地の払い下げ、それとあとは住宅を建設します。その住宅をつくる時に自分の敷地の中にあつた赤道、これが不要となりますので、払い下げをしたというものでございます。

2番目の14ページ、町道下田野1号線下田野橋、なぜ今回補正で上げるのかということでございますが、議員さんおっしゃるとおり、平成22年度ごろから下田野1号線の橋について、大変狭い、危ないと。そして、今回町のほうで下田野橋をかけかえるというふうな作業の準備に入りました。その段階におきまして、町長の決断はもちろんでございますが、秩父県土整備事務所を通じまして、埼玉県の道路街路課のほうに相談に参りました。その段階で、今現在でしたら、交付金の補助事業に該当することができるということがはっきりわかりまして、それでは来年以降、工事をするに当たって、今年度に測量調査、これを済ませておかないと、時間的にちょっと難しいということになりまして、今年度急遽の補正要望というふうになった次第でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まず、赤道の関係ですが、これに関しては4件ということで、なおかつ払い下げても支障のないところということですが、この購入に関しまして、一つは問題ないというところもあるのでしょうか。もう一つのことに関しましては、本来隣接している住民の意向を確認すると、これをしているかどうか。それぞれ意見がありますので、その辺の確認をしっかりとした上で購入ということにならないといけないと思いますので、その点どうやっているのか、まずそれをお聞きます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 7番、新井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

議員さんのおっしゃるとおり、この町道の赤道の払い下げ、隣接する、関係します権利者、これの同意がないと払い下げはしません。ですから、その同意は全てとれています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 下田野橋の件に関しましては、なぜ今挙げたのかというのは、悪い意味で言ったのではなくて、前向きな取り組みということの中で、どういう考え方でいたのかということでもあります。前回確認したときに町長のほうから、下田野橋の改良をいたしますと。ただし、それから先、下田野1号線、ここに関しては、今のところ考えておりませんという答弁でありました。ところが、今回は、下田野橋の改良ができると、その方向になってきたということですし、まず考えていきますと、親鼻橋付近、この改良ができ、そして下田野橋のかけかえ、これができますと、必然的に先をやらざるを得なくなると、道路改良をやらざるを得なくなると、そういう流れになってくると思います。

そういう中で、また地域住民からいろいろと言われてやるということではなく、先ほど林議員からも話が

あったように、ある程度前向きな道路改良工事、これを考えていただきたい。以前も指摘しましたように木毛から原町を通して親鼻に抜け、そして下田野1号線、これがしっかりとした道路になれば、本当に町は生活道路という中で非常によくなると思います。また、観光道路、そして危険が大分減ってくるということにもなりますし、スポーツ公園へ行く子供たちの交通安全、そういうことも凶られると思いますので、そこはぜひ前向きに1号線の改良も検討していただきたいと、そのように思います。

そして、今、国からの補助金、これはあれですか、国交省から出ている15メートル以上の橋に関して、国から補助金が出ると、そういうものでありますか、この内容です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 7番、新井議員さんの再質問にお答え申し上げます。

今度の補助金につきましては、社会資本整備総合交付金、こういう交付金の中の事業になると、今現在は思っています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうしますと、交付金ということですが、今国では15メートル以上、これに関する補助金、これを全国市町村に至るまで出すという考え方で進めているそうですので、その辺も、これ以外の15メートル以上の橋があるのであれば、それを上手に使っていただいて、社会資本の整備ということをしていただきたいと思います。そして、何しろ急がなくてはならないのは、大分老朽化している橋でありますので、そして今現在自由交通であるということ、そして大分傷みも来ているということになりますと、振動が、揺れが大分多くなってきます。以前聞いたことでいきますと、ヨーロッパでドイツ軍が鉄の橋を渡っていると。そのときに戦車は堂々と鉄の橋を渡ったのですが、ドイツ軍の歩兵部隊が足並みをそろえて渡っていきましたら、橋がおっこちてしまったと。それはなぜかという、歩兵の歩くスピード、そしてその振動、重さ、共振しまして、大きな振動となって橋がおっこちてしまったというようなこともありますので、これも私聞いた話なのですけれども、その辺も十分考慮しながら、急いで、橋というのは、下田野橋以外でもしっかり点検していただいて、整備が必要なところは整備していただくと、それを要望いたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） それでは、私は1点だけご質問したいと思います。

18ページ、款10教育費、目3温水プール費、これで職員手当に関連するとは思うのですがけれども、来年の1月5日からリニューアルオープンということで、広報にも出ていましたけれども、5日のときから職員の構成はどういうふうになっていくのだから、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） お答えします。

現在プールのほう、リニューアルしているわけですがけれども、そのために職員が1人、役場のほうへ出向しています。というのは、役場のほうで、窓口で1人休暇になりまして、窓口のほうが特別な知識を要して、そしてシステムの新しいシステムを覚えている人が、今のところほかにいないので、役場のほう

へ1人来ています。これが始まるときには、またプールのほうに戻って、プールの業務を担当するという  
ことになっております。ただ、所長に関しては、今欠員ですので、教育委員会内の社会担当グループの主  
幹が兼任をしています、これも3月までは兼任ということで予定しています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） それでは、以前と同じような職員体制ということで認識してよろしいのですね。  
私もちょっと心配したのですけれども、温水プールも昨年9月でしたか、健康福祉課のほうで水中運動、  
介護予防という形でやりましたら、県のほうからもモデルケースとして皆野町が選ばれています。それ  
に関して、さらに今度リニューアルオープンということで、プールの水槽、さらには建屋の塗装、2カ月間  
休みというところで、さらに塗装をやって、その上、社会福祉費県補助金、その関係を使って、いわゆる  
バリアフリー、これは高齢者の方が、便座式に早くしてほしい、早くほしいということと、それからあと  
バリアフリーで段差がないようにスロープにしてほしいと、私も教育長にはよく要望したのですけれども、  
これが実現したこと、恐らく今度リハビリを兼ねた年輩のお年寄りの方が、かなりプールを利用するの  
ではないかと思えます。とにかくちまたのうわさでは、職員が削減されるのではないかというふうに私ち  
よっと耳に入っていましたので、その確認の意味で質問したわけですけれども、あそこのふれあいプールホ  
ットに関しては、職員が所長を兼ねて3名、男性が必ず1人いること、3名で運営していただきたい。あ  
と、監視の方という形で、人事は、そのようにやっていただければ幸いに思えますので、私たちが安心し  
て指導が、これは個人的なことになりますけれども、利用できるのではないかなというふうに思えますの  
で、以前のとおり人事に関しては職員を常駐させていただくことを要望して質問を終わります。よろしく  
お願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） せっかく経費をかけるので、今までより以上にたくさんの人たちに利用して  
いただきたい、これがまず1つです。

それから、もう一つは、水を使うということなので、非常に危険もありますので、万全の体制をとって  
いきたい、こんなふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） まず、先ほどの説明をちょっと聞き損なったのですけれども、10ページ、目1社  
会福祉総務費、一番上であります。節19負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会運営補助金というこ  
とで、先ほど訪問介護事業についての補正ということであったかと思うのですけれども、まず確認したい  
と思うのですけれども、よろしいですか。もしそうでしたら、そのことでちょっと質問したいのですけれど  
も。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 社会福祉協議会の唯一の収益事業でございます訪問介護事業を直接の理由と  
いたしますけれども、訪問介護事業の売り上げといいますか、黒字分を本部会計のほうへ繰り入れて、人  
件費に充てるようにということで行ってまいりましたが、思ったように訪問介護事業が伸びない、したが  
って本部会計のほうへ繰り入れ額が、それ相応の額が見込めないということで支障があるということでご  
ざいます。それに対する補助でございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 先ほどの説明が聞きにくかったということがあったのですけれども、訪問介護事業ということで確認できました。今説明がありましたように訪問介護費は唯一の収益事業であったはずであります。数年前には、かなりの金額が一般会計に繰り出されていたということであったのが、ひょいといろ気がついてみましたら、補助金で338万2,000円ということで、ちょっと驚いてしまいました。いつから補助事業になったのかわかりませんが、その辺のところ、いつからなのか、教えていただきたいと思ひます。

そして、今度の補正で338万云々ですけれども、補正前、トータルで幾らだったのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 初めに、トータルの当初予算額を申し上げます。809万7,000円でございます。それから、社会福祉協議会の訪問介護事業、これに対する町の補助事業ということではございません。社会福祉協議会の中では9つの事業会計を持っておりますが、町のほうからの主な繰り出しとしては本部会計、これはいわゆる社会福祉協議会の職員の人件費に相当するものでございます。ただ、その9つの会計の中で、例えば赤い羽根募金であるとか、いろいろございますけれども、収益として上がる事業が訪問介護事業の会計でございます。その訪問介護事業の収益を蓄えるのではなくて、収益が上がらないということではございません。収益が思ったより見込めない。したがって、本部会計のほうに繰り入れるべき額が当初の見込みよりも少なくなりそうということによって本部会計が不足することでは困りますので、それに対する補助を町の一般会計から行くと、そういう内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） いずれにしても、一般訪問介護事業が、うまくプラスであったのがマイナスになったということは、そういうことですね。それで、かなりのプラスだったと思ひますけれども、なぜこうなったという理由は何か。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 大変くどういようですが、訪問介護事業が赤字になったということではございません。あくまでも黒字でございます。黒字でございますが、さまざまな要因がございまして、例えば時期、時期によりまして、利用者の減少、これは利用されている方が亡くなったりとか、あるいは入院されれば訪問介護を受ける必要がなくなります。施設に入所されたとか、そういったことがございます。収益として見ていた額が、今年度はプラス・マイナスで黒字額が実額100万円程度であろうと、赤字ではございません。黒字でございますが、100万円程度であろうと。したがって、当初一般会計、社協の本部会計のほうに訪問介護事業所の会計から500万円程度黒字分を繰り入れると申しましようか、そういう予定でございましたが、100万円程度しか繰り入れが見込めない、その不足分、精査をいたしまして、やりくりをいたしまして、本当に足りない額に対しましては、人件費が主でございますので、町の一般会計から補助したいという内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 訪問介護事業が赤になったということではないのですね。その辺がわからない。何でそういうことで訪問介護のほうに補正してまでということが、よくわからないのですけれども、わかりました。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 1 番、小杉です。

14ページにおいて3点ほど質問させていただきます。先ほど来下田野橋の質疑を聞かせていただきましたけれども、私も何分すぐ近くなものですから、説明に間違いがあってはいけないので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、社会資本整備総合交付金というものが、今回うまくあてがってもらえそうだというお話を聞きましたが、それは今回の橋のかけかえ及びそれに取りつくための向こう側というか、東側、下田野側100メートルぐらいの道の拡幅とおっしゃいましたけれども、そこまでを社会資本整備総合交付金で今回計画すれば、当てにできるという考えでよろしいですか。それが1点。

このすぐ上に物件補償金という項目が書かれているので、これに関連して、ぜひお聞かせいただきたいというのは、つい先日、皆野病院のすぐ北側、中学校側に町の有力者のお宅がありまして、私と年代も近いのですけれども、その人と話をする機会があって、その場所で、Yさん宅の前で話をする機会があったのですけれども、その人が言うには、雇用促進住宅の前からずっと皆野小学校の通学路という感じで、今、田島造園が請け負って工事されていますけれども、その中に青田さんというお宅が、あのカーブのあたりにあって、そのところに、あの辺の近所の人が共同で使っていた井戸が、そのYさんが言うには、どうも道にひっかかったらしいと。あの補償というのはどうなったんかさと聞かれて、いや、そういう使っている井戸なら、どこかに見つけて、補償というよりも、またかわりのものを掘ってもらっているのではないかな。でも、よくわかんないよというところで、まだつい最近なものですから、そこのところが、果たして共同で使っている井戸が、あの辺にあるのは確かで、それが現実にひっかかったのだとすれば、どのような形で補償されたのかなという、これはちゃんと把握して答えられるようにしておきたいところがあるので、ぜひ教えてください。

それと同時に、このYさんのところは、皆野病院のすぐ裏で、真っすぐ中学のほうに道が延びていて、きょう林議員が一般質問で、行政側の人でも暗くなったら見て回って、区長に頼らず、必要なところには街灯をつけてくれというような提案をされたと思うのですけれども、あそこが皆野病院から中学のところまでだと抜けている道が約200メートルぐらいありますけれども、あの間に街灯はたった1つ、完全に中学の通学路なのですけれども、その場所で話をしたら、ここのところにもあってもいいんだいなというようなことを言って、そうすると街灯があると、お宅が明るくなってしまうけどというような話もちょっとしたけれども、それはあってもいいんだよということをおっしゃられていて、まさにこれなんか区長に頼らず、特に教育長にはうなずいてくださっているのです、その辺は前向きにご答弁いただければいいわけで、以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1 番、小杉議員の質問にお答え申し上げます。

まず、最初の質問でございます。社会資本整備総合交付金でございます。先ほども申しましたら逆に申し上げたかもしれないのですが、社会資本整備総合交付金、これで橋本体と取りつけ道、親鼻の交差点側、それとその先の下田野側、これの補助金をもらうように今努力をしております。今年度補正で要望しました委託費については、これは単独費でございます。

2番目の物件補償でございます。今議員さんがおっしゃいました物件は、この予算書にのっている関係ではないのでございますが、頭の中で覚えていますので、お話をしますと、間違いなく、ちょうど90度のカーブのお墓の反対側に井戸がございました。井戸が道路改良工事で当たりますので、町のほうは、その

井戸の所有者、持ち主の方に井戸の補償をしてございます。その井戸を本人のほうは、もう新しい井戸を掘る気がないというふうに聞いております。それで、使っている方が、たしか何人かいたというふうに記憶してございますが、その方には本人から、新しい井戸は掘る気はないという話を伝えてもらってあると。ですから、町のほうとしましては、間違いなく補償はしてございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 小杉議員からご質問の防犯灯の関係でございませけれども、先ほど申し上げましたように、ただいまLEDの関係で整備しております。それができたときには、まだ完成検査等もあると思いますが、全て見て回るようなことになると思います。また、できますと、図面ができてまいりますので、その図面を見たり、総合的に検討して、これから前向きに考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 大変よくわかりました。それで、雇用促進住宅のところの井戸の件ですが、地主に補償して、再度皆さんが使うようなら、その補償金で地主が適当なところに掘るのが1つ。もう使わないのだとあって、現在共同で使っている人に納得していただければ、新たに掘らないという選択肢のわけで、そっちのほうの選択肢で、どうも話が進んだようで、不満は多分出ていないということなのですね。今まで共同で使われていた方から、かわりのものを掘って井戸水を供給してくれという不満というか、要望はなかったということで理解していいわけですか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員さんの再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げたように井戸の所有者の方には補償をしましたが、その所有者本人が新しい井戸を掘る気はないと。以前も個人の井戸の水を多分皆さん使っていらっしやった。その持ち主が、掘る気がないと。ですから、所有者の方も、使っている方の要望で井戸を掘る気はないと。ですから、井戸から水をとることとはできませんというお話でした。そのように記憶してございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今のところ、そこところでトラブルは幸い発生していないみたいなので、事実関係を今回は正確に確認させていただいたので、了解いたしました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 1点だけちょっとお伺いします。

9ページの町営バス運行費、その中で町営バス役場前バス停・回転場整備工事費472万5,000円、これについてお伺いします。これは北分署ができたので、今までの消防署が解体されて、その後ということでしょうけれども、ここへバスを回すということは、林議員は執行部の方々を大分褒めていたように記憶していますけれども、私は甚だ疑問に思っております。このバス停が、元消防署のところに来ることによって乗降客が、役場に用事があるから乗ってくるというようなことが予想されるのか。今現在百井書店のところの交差点の向こうに停留所がありますけれども、そことどんなに変わるのか、調査をしたか、検討したか。それで、私は、消防署の跡地は、もうちょっとうまい方法で利用する価値があるのではないかというような考えも持っておりますので、このバス停が有効に活用されて乗降客がふえるということなら、今の



バス停と違うことになるかとは思いますが、その点どんな調査・研究をしたか。それで、この整備に472万5,000円という金額ですけれども、どんなものをつくるのか、教えていただきたいと思ひます。この1点、お願ひします。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま四方田議員さんからのご質問についてお答えします。

現在ごらんのとおりに見ていただひてわかると思ひますけれども、旧皆野分署を解体しております。12月いっぱい解体が終わるといふことでござひまして、その後について、町のほうでバスの回転場をつくる予定であります。まず、回転場の様子なですけれども、分署がなくなりました後、更地になりますので、そこは舗装を行ひまして、バスが回転できるような形で埼玉信用組合のほうから来て右折して回って、そこでバス停を設けて乗りおりして、それから出ていくという経路で、回転場として使う予定です。この費用につきましては、ほとんど舗装です。車道用の舗装、また歩道につきましては歩道用の舗装、それから歩道と車道の境界のブロック、それから横断防止の柵、あとは区画線、それからバス停です。それが主な内容でござひます。この利用につきましては、確かに利用がふえるかどうかといふことに対しての調査はしてありませんが、利用がふえるかといふことはわかりません。ただ、言えるのは、役場に来る人が便利になるといふこと、また役場の近くにも郵便局がありますので、そちらに来ていただく方については便利になると思ひます。それから、もう一つ、今齊藤ラジオのところにはバス停があるわけですけれども、あそこがバス停で、バスがとまっているときに信号の赤、青の都合で渋滞が起きます。両側に信号待ちで車がとまっているところにバスがとまると、ほかの車は動けなくなる状況がしばしば起きますので、あそこのバス停をこちらに移す予定でありますので、その辺も解消されると思ひます。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） あそこで回転するだけではなくて、矢尾の前から来るのでしょうか。それで、ただ、こっちへ入って来て回るだけの話だよ。だから、時間的には余計かかるだろうし、今役場なりなんりの利用客が齊藤ラジオのところでおいて、そんなに駅前バス停なんていうのは、ちょっと大きなまちになれば、距離的にはもっと離れているところもあるので、交通渋滞については、どうってことはないのですが、それで乗降客が便利になるといふのは、ちょっと考えにくかったので、そういうことを申し上げたのですけれども、跡地についても、回転場所がそのままというよりも、もうちょっと考えた利用方法が、いい場所なので、あるのではないかと思ひていたので、こういうご質問を申し上げましたけれども、これが固定化することではなくて、また何かつくろうといふば路線を変更すればいい話なのだけれども、そういうようなことが考えられますか。路線変更、後々いろいろなものの設備。

○議長（大澤徑子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 今のところ考えてござひません。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（大澤徑子議員） 他に質疑はござひませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 前の方と重複するかもわからないのですが、3点ばかりお聞きしたいと思ひますが、1点は下田野1号線の下田野橋の関係なのですが、聞くところによりますと、社会資本整備総合交付金、来年度になるかと思ひますが、その交付申請に伴って今回補正を組んで、なおかつ5ページで、

繰越明許費まで補正を組んでということだと思うのですが、橋の概略等については、建設課長のほうから説明がございまして、私も今の橋を残した中で、新しく下流に7メートルの車道の橋をかけて、なおかつ現の橋については、将来的には歩道にすると、そういった案が示されたのですが、非常にいい考えではないかなと私は思います。

ただ、恐らく来年度にずれ込むとは思うのですが、測量なり、設計なり、調査なり、測量設計、具体的にこの橋をかけかえる、どの程度、2年後とか、予定しているのか、その計画について、その先の拡幅部分は別としましても、とりあえず下田野橋のかけかえをどの程度の年度で予定しているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

もう一点は、16ページになります。項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費で国神小学校トイレ洋式化改修工事費として175万円の増額補正、総務課長の説明ですと、身体的障害のある児童への対応ということで説明がされているのですが、1基なのか、複数基なのか、その改修の内容について具体的にお聞きしたいというふうに思います。

それと、18ページの、新井達男議員の温水プールの質問と重複するのですが、この予算書を見ますと、具体的には給料なり、職員手当なり、共済費を含めまして、5カ月分の減額補正というふうに理解するのですが、先ほど教育長の答弁では、再開される1月5日から、また温水プールのほうへ戻すということがありますので、この件については補正が出るのかなというふうには思いますが、いずれにしましても職員については、また従前の温水プールのほうに戻すということと理解をさせていただきたいと思うのですが、所長については、教育委員会の主幹が兼務、これは発令されていますが、教育長の答弁の中でというと、来年3月いっぱいぐらいまでは兼務で考えているということとされておりまして。

ただ、この所長の報酬といいますか、手当、これについては減額とか、そういうのはしていないわけですね。少なくとも9月いっぱいまで前任の所長がやめたということもありまして、その後の所長の欠員の補充といいますか、そういったことをどのように努力されてきているのか。できる限り従前といいますか、9月末以前の体制に、それこそ整備を図らないと、教育長の答弁の中でも触れられておりましたが、施設的な危険性の面とか、また責任の問題等ありますので、こういった努力をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤徑子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

下田野1号線の具体的な計画ということでございます。まず、橋の工事について申し上げますと、町としましても、大変大きな工事でございます。初年度に下田野橋の場合は、まず橋台をつくと、橋台及び取り付け道路の形を1年目につくります。その次、次年度に橋の橋りょう部分でございますか、上部工というのですが、橋を架設すると及び前後の取り付け道の舗装、また旧の、今現在の下田野橋、これの歩道化、これを2年目にすることになると思います。ですから、橋りょうの工事とすると、工事は2年間に及ぶこととなります。また、これがいつからかということになりますと、先ほどの質問でも申し上げたように社会資本整備総合交付金、これを使ってやりたいということとございまして、今年度委託をし、また今年度県の道路街路課のほうには、この概要をお話ししてございます。ですから、早く言えば、交付金の都合にもよりますが、平成25年度、来年度、それが該当になる可能性も非常に高いと。ですから、今当町の体制としましては、急に交付金がつくということになっても来年度から対応できるように準備を進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 12番、内海議員さんからご質問の中の2点目でございますけれども、款10教育費、項2小学校費の中の節15工事請負費175万円、国神小学校トイレ洋式化改修工事のトイレの基数でございますけれども、1階2カ所、男女それぞれでございます。2階についても2カ所、男女それぞれ洋式化ということで、ご質問のとおり、来年度の新入学児童に和式トイレの使用が困難な体に障害のある児童の入学が予定されたためということで、洋式化を進めるものでございますけれども、あわせて最近の生活環境等がございますので、それぞれ1階、2階、男女1カ所ずつ計4カ所の整備を図りたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 温水プールの所長についてですけれども、議員さんおっしゃるとおり、まだ所長の手当については減額しておりません。プールは、特に町民の方と直接顔を触れ合わすということで、今人選をしているところです。ですから、監視体制につきましては、先ほど申し上げたように事故のないような体制をとっていきたい、それだけは考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 下田野橋の関係なのですが、そうなりますと、順調にいけば来年度交付金がついて、事業についてもスタートしたいということでもありますので、その後2年間ぐらいというような予定でありますと、順調にいきますと、平成26年度ごろには橋のかけかえが終わるというふうに理解していいのかわかるか。というのは、下田野橋の耐用年数と申しますか、耐用年度と申しますか、先ほど課長のほうからの答弁で平成28年と言いましたっけ、そのようなこともありますので、ぜひ早い時期にかけかえが順調に進むように努力をしていただきたいと要望させていただきたいと思っております。

次に、小学校のトイレの洋式化ですが、国小の1階、2階に2カ所ずつ、合計4カ所ということになります。障害児童の入学ということだけではなくて、生活様式が大分変わってきている中で、児童が使いやすいと申しますか、使いなれた、例えば洋式のトイレとか、そういうのを整備を図っていきたくて、そういった考えも含まれているというふうに理解するのですが、他の小学校ということになりますと、もう既に皆小については洋式になっていると思っておりますし、残されるのは三沢小学校ということに来年度からなるうかと思うのですが、そういったところの洋式化についてはどのような考えを持っているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 内海議員さんの再質問、トイレの洋式化でございますが、三沢小学校につきましても順次整備の検討を進めていきたくと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ぜひそういった形で洋式化については整備を図っていただきたいというふうに思います。

それと、温水プールの所長の関係なのですが、現在も人選中ということらしいのですが、兼務できるよう

な施設というふうには私は理解できませんし、万一事故等起こった場合、責任者なり、または所長が不在だったとか、そういったケースが往々にしてあるようではまずいと思いますので、ぜひ来年の1月5日、再オープンといいますか、再開までに所長についても、ぜひ配置できるよう努力を要望させていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



#### ◎会議時間の延長

○議長（大澤径子議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。



#### ◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第40号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第40号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護給付費等に係る支給見込みによる補正及び国、県支出金などの交付決定によるものが主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に5,746万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,119万6,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第40号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。さらに、1枚おめくりをいただきまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2及び次の目3の地域支援事業交付金の減額は、それぞれ平成24年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

同じく款5県支出金、目1及び目2の地域支援事業交付金の減額も同様にそれぞれ平成24年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

続きまして、款8繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金5,800万円の追加計上は、この後歳出でご説明申し上げますが、増嵩しております介護給付費に充当するために準備基金から繰り入れをするものでございます。

次の4ページでございますが、主なものをご説明申し上げます。歳出、2段目の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3地域密着型介護サービス給付費1,295万6,000円の追加及び目5施設介護サービス費5,732万2,000円の追加は、グループホーム、あるいは介護老人福祉施設等の利用状況を平成24年度が半年以上経過をしました現在において、年間の見込額によりまして追加補正をするものでございます。

なお、この財源とするため、介護給付費準備基金から繰り入れをするものでございます。

次の目9居宅介護サービス計画給付費373万6,000円の追加は、介護サービス計画及び管理に対する給付の見込みによるものでございます。

次の款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費1,232万5,000円の減額計上は、同じく年間の給付見込みによりまして減額の補正をするものでございます。

次の款2保険給付費、目1高額介護サービス費253万6,000円の追加計上は、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定額以上になったときに給付されるものでございます。同じく年間の見込額によりまして追加補正をするものでございます。

次の目1特定入所者介護サービス費173万円の追加でございますが、介護保険施設への入所をした場合に、食費、居住費等の保険対象外費用に対する負担軽減の給付でありまして、同じく見込額によりまして追加をするものでございます。

次の款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1二次予防事業費、目2一次予防事業費の補正は、それぞれ事業の見込みによりまして補正をするものでございます。

一番下の欄でございますが、項2包括的支援事業・任意事業費、目2、目3、次のページの目4でございますが、それぞれ補正額はございませんが、歳入との関係で財源の内訳が変わりますので、記載をしたものでございます。

6ページの2段目の款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして784万6,000円減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第40号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 歳入の関係になりますが、3ページの項2基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金ということなのですが、現在の基金残高、どの程度あるのか。また、これから5,800万円繰り入れると

いうことでありますので、残額はどの程度になるのか。

それと、歳出の関係なのですが、項1 介護サービス等諸費の目3 地域密着型介護サービス給付費1,295万6,000円の増額、目5 施設介護サービス費5,732万2,000円の増額、関連しまして項2 介護予防サービス等諸費の目1 介護予防サービス給付費1,232万5,000円の減額ということなのですが、この関連性といいますか、どういった理由で施設サービスなり、地域密着型のサービスを増額補正して、逆に介護予防サービスについては減額、この関係についてご説明いただけたらと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 内海議員のご質問にお答え申し上げます。

まず初めに、介護給付費準備基金の繰り入れの関係でございますが、残高、平成24年11月末現在でございますが、8,025万2,550円でございます。それから5,800万円を取り崩すという内容でございます。

それから、歳出のほうの地域密着型介護予防サービス給付費と居宅の関係でございますが、端的に申し上げますと、施設給付費がふえたということは、居宅での介護予防給付費が減ったのと同じ理由になるかと思っております。居宅の方が、施設入所された方が、この間伸びたということによりまして、同様の補正をさせていただきますし、減ったほうも同様の理由により減ったということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



### ◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、承認第4号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を平成24年11月27日付をもって専決処分いたしました。ここに専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出それぞれ730万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億6,476万6,000円といたしました。

歳入においては、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る委託金や体育館等バリアフリー緊急整備事業県補助金の追加補正であります。

歳出においては、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費や勤労福祉センターバリアフリー改修工事費の追加です。

本案をご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 承認第4号、専決処分をいたしました平成24年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

なお、本補正予算は、衆議院議員総選挙の執行経費及び年度途中で追加された県補助事業に係る補正でございます。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ730万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,476万6,000円としたものでございます。

2ページから3ページが第1表、歳入歳出予算の補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書になります。事項別明細書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、体育館等バリアフリー緊急整備事業県補助金100万3,000円の追加は、障害者の社会参加を促進するため、公共施設のバリアフリー化を進めるため、100%の補助率で交付されるものでございます。

次の項3県委託金、目1総務費県委託金は、衆議院議員総選挙等の執行経費に係る委託金として630万6,000円を追加したものでございます。

4ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。款2総務費、項4選挙費、目2衆議院議員選挙費630万6,000円は、衆議院議員総選挙等の執行経費として追加したものでございます。

一番下、款10教育費、項6保健体育費、目3温水プール費、勤労福祉センターバリアフリー改修工事費

100万3,000円の追加は、歳入でご説明いたしました県の補助を受けてプールサイドの出入り口付近の段差解消工事を実施するものでございます。

次の6ページからが給与費明細書となっております。

以上、簡単ではございますが、平成24年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 大したことはないのですけれども、関連になるので、小さくなって聞きますけれども、プールの関係でバリアフリーということなのですが、ちょっと関連でお聞きしたいのですが、プールの更衣室であるとか、それから午前中に話題になりました子ども公園のトイレ等の部分に火災報知機がついているかどうか。

それから、プールの更衣室及びトイレに緊急時にお知らせするようなボタンですね、そういった装置がついているかどうか、これも同じく子ども公園のトイレ内にそういったものがついているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） み～な子ども公園のトイレ内について、ちょっと思い出せませんので、確認してお答えしたいと思います。

〔「閉会後でも結構です」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 10番、林議員さんからのプールの関係の更衣室、あるいはトイレの火災報知機の関係でございますが、館内放送設備はございますけれども、緊急時を知らせる装置等につきまして確認して、改めて答弁させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○10番（林 豊議員） はい。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時14分



再開 午後 5時16分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、同意第5号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第5号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員設楽恭子氏の任期が平成24年12月23日をもって満了することから、後任として飯野水男氏を任命したいというものです。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 質疑というか、要望ですけれども、教育委員の略歴を今見せていただきまして、経歴とか、役職とかはよくわかりましたが、この方の教育方針というか、教育に対する意見とか、考えを持っているのか、本当だと、ここへ来てもらって、そのことを話していただきたい、本当は、だけれども、もしそういうことができないなら、この下にも、その方の教育方針なり、考えていることを、ぜひ述べていただくような、ここに書いていただくようなことを、これからやっていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第5号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第5号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に、四方田実議員、内海勝男議員、小杉修一議員、以上3人を指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に四方田実議員、内海勝男議員、小杉修一議員を指名いたします。

念のため申し上げます。同意第5号に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤径子議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤径子議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 10票

反対票 1票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第5号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

◇

### ◎意見書の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、意見の審査を行います。

本定例会に提出された意見書は1件で、お手元にご配付いたしました意見書一覧のとおりです。

---

◇

### ◎意見書第2号の上程、報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、意見書第2号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備・飛行訓練計画の撤回を求める意見書の決議についてを議題といたします。

意見書第2号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといたしましたので、ご報告いたします。

---

◇

### ◎委員長報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会視察研修を許可し、報告を求めた結果、その研修報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いいたします。

総務教育厚生常任委員長、6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 補足説明はございません。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会視察研修の委員長報告を終わります。

---

◇

◎委員長報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会による合同視察研修を許可し、報告を求めた結果、その研修報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いいたします。

初めに、総務教育厚生常任委員長、6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） それでは、補足説明をいたします。

報告書どおりですけれども、1つ報告に対しまして補充というか、補足説明になりますけれども、ちょっとお聞きいただければと思います。

私ども委員会の方々、身延町、さらには胎内市合同視察ということで、貴重なお時間をいただいて視察してまいりました。今後委員会としても、皆野町に合った、さらなる進化した公共交通を、これから執行部のほうとしても、ぜひやっていただければなというふうに思います。委員会としても、こういうふうな公共交通に関して多くの方の意見を聞きつつ、執行部と手を組んでやっていきたいとしますので、委員会のほうへも多少なりとも、このように進んでいるという報告でもあればいいかなということを要望して補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、産業建設常任委員長、10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 特にありません。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会合同視察研修の委員長報告を終わります。

---

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第8、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

9月24日、県議会議事堂で開催された議員政策研修会に出席しました。

25日、小鹿野町で開催された、秩父地域議長会第2回定例会に副議長と出席しました。

月が変わりまして、10月4日、皆野町戦没者遺族会靖国神社参拝に、6日、横瀬町民会館で開催された第18回秩父地区安全大会並びに第19回秩父地区暴力排除推進大会に、7日、宮側町公会堂で開催された、秩父祭屋台国指定50周年記念事業懇談会に、14日、下吉田椋神社で開催された龍勢観光祭に出席しました。

22日から23日の2日間、秩父地域議長会「正副議長行政視察研修」で静岡県掛川市及び静岡市に、24日、秩父地域振興センターで開催された、道議連・水森議連の役員会に副議長と出席しました。

26日に、埼玉県庁にて、道議連・水森議連の県要望・県議長要望を行いました。

10月31日から11月1日の2日間、区長会県外視察研修に出席しました。

月が変わりまして、11月3日、第36回両神ふるさとまつりに、13日から15日の3日間、農業委員会研修会で福島県南会津市・山形県東根市に、18日、第19回ちちぶ荒川新そばまつりに、28日に、国土交通省にて道議連・水森議連の国要望を行いました。

月が変わりまして、12月3日、秩父市歴史文化伝承館で開催の秩父夜祭観光祭懇談会に、9日、小鹿野鉄砲まつり観光懇談会に出席しましたので、ご報告いたします。

次に、皆野・長瀬上下水道組協議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

2番、宮前司議員。

〔2番 宮前 司議員登壇〕

○2番（宮前 司議員） 2番、宮前です。皆野・長瀬上下水道組協議員として報告したいことが4点ほどございますので、よろしく願いいたします。

第1に、9月26日の水曜日、第2回定例議会の前に皆野・長瀬上下水道組全員協議会が開催されました。浄化槽市町村型事業分担金等審議会の審議経過の説明を受け、審議会の報告どおり分担金、使用料、清掃料等について承認されました。

2点目に、同日の第2回皆野・長瀬上下水道組定例議会では、浄化槽設置及び管理に関する条例の制定のほか、平成23年度皆野・長瀬上下水道組一般会計、下水道事業特別会計、水道事業会計が審議され、歳入歳出決算が認定されました。

同日の午後、議会終了後に常山議員、小杉議員、私と3名の職員の案内で皆野、三沢、金沢の浄水場と長瀬町の浄化センター及び秩北衛生センター溪流園を視察研修いたしました。

4点目に、全員協議会と議会の決議を受け、皆野・長瀬上下水道組では浄化槽市町村整備型事業の内容等の詳細が記載されたパンフレットを作成しました。両町の議員には11月5日から8日にかけて職員により配布され、浄化槽の対象世帯は両町全体では1,981世帯で、そのうち皆野町が1,344世帯になり、11月12日付で発送しました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 秩父広域市町村圏組合議会議員としての報告をいたします。

まず、行政視察について報告いたします。去る10月25日、26日と2日間、同僚議員の大野喜明議員とともに東京消防庁災害救急情報センター並びに消防総合博物館、これを視察研修、これは秩父広域市町村圏組合の消防無線デジタル化に伴う研修であります。

続いて、2日目は、神奈川県厚木市において新厚木市斎場を視察してまいりました。この斎場は、本年平成24年4月1日からの供用で、最新の新しい施設でありました。施設については、敷地が8万6,600平方メートル、これは後ほど報告しますけれども、このたび秩父広域市町村圏組合で計画をしております斎場の約4倍であります。延べ床面積についても約2倍であります。厚木市の人口は22万人で、秩父郡市を合わせますと、約11万何がしということですので、ちょうど倍ぐらいの人口のところでありました。細部については、資料、パンフレットが控室のほうにありますので、細かいことについては、ご希望の方は後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、11月29日に組合議会定例会が開催されました。管理者提出議案は6件、一般質問3名がありました。管理者からの提出議案は6件ですが、内容については、議案第14号として一般会計歳入歳出決算、それから秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正、これは町でも行っているような形で、職員の皆さんの骨髓液の、もしくは末梢神経というような、字句の訂正と人事院規則の改正によって特別休暇に係る所要の改正をされました。議案第16号といたしまして、秩父広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例、これについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例化したものであります。続いて、議案第17号といたしまして、一般会計の補正予算であります。第2回ということですが、これは補助金や交付金の決定によつての補正であります。それから、議案第18号といたしまして、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてでございますが、これは本日、町長提出議案の議案第37号、白岡町の市制施行に関するもので、同じ内容であります。それから、議案第19号といたしまして、今まで秩父市の監査委員としてお骨折りいただいた逸見議員が、一身上の都合によりまして組合議会議員を辞職いたしました。その後任といたしまして、やはり秩父市の議員であります浅海忠氏が監査委員として選任をされました。議会としては、そのようなことで閉会いたしました。

続いて、同日、全員協議会が開かれました。お手元に資料としてご配付させていただきました、火葬場建設事業基本計画報告書概要（案）というものが全員協議会で示されました。これが審議されまして、このままちょっとコピーをしてしまったので、案ということにはなっていますけれども、これが議会で承認をされていることで、このようになるかと思っておりますので、案は、ちょっと消し忘れまして。その内容ですが、これをごらんいただければわかると思いますが、次のページのスケジュール表というのがあります。このスケジュール表に沿って、この事業を行っていくということなので、一つ一つ説明は省略させていただきますが、これをごらんいただいて報告とさせていただきます。

それと、もう一枚、図面がついていると思うのですが、それが今回新しく予定されている敷地の図でございます。何かこれについてご質問がありましたら、お答えをいたします。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 大変重要な内容ですので、後で確認していただきたいと思うのですが、これはおおむねよくできているなと思います。概算工事費も、私がいたときには23億円とか、かなり高額でしたが、それがスリム化していますし、大変頑張っていただいたと思うのですが、1点ちょっと疑問になるのは、総事業費の下の別途経費の中で、手書きで、これは未定となっているのですが、このうちの上の部分、市営馬場移転費及び進入路市道改良工事費に係る負担金というのですが、たしか平成18年のときの合意では、これは先ほどの事業費にも係るのですが、事業費をおおむね10億円、これは時によって動きますので、今回これぐらいで妥当な線だと思うのですけれども、その他取りつけ道路等ここにある市道関係については、秩父市の負担で全て行うというような合意ができておったと思うのですよ。ここで未定ということになりますと、改めて関係町ですよ、町にまで負担金が来るとなると、これはまた皆野町にとっても結構影響のある問題になるのではないかなと思いますので、言うまでもなく、これは市道の整備ですから、それについて確認をしておきたいと思うのですが、どんなふうなのでしょう。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） お答え申し上げます。

この未定というのが、実は私が消し忘れのです。私がメモで書いたやつなのです。それで、こういうふうになったのですけれども、私も質問したのですけれども、これは市町村圏組合の負担ではなくて、今は市営の馬場でありますから、これを移転するのは、市町村圏組合の責任ではなくて、秩父市の責任において、行き場所も、まだ未定のようです。そういう意味で未定ということを書いたので、いわゆる火葬場の建設の事業は全く関係ないと。市の施設ですから、市で動かしてもらいたいと、どこでもやっていただきたいということは確認をしてあります。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） よくわかりました。また、すきについて秩父市あたりに指導の負担までおっかぶされたら大変だと思ったのですけれども、万が一こういうことが起こっても、簡単にうんと言わないで、大ごとなことですから、頑張ってもらえればと思いますけれども、よろしくお願ひします。大変ご苦労さまでした。

○議長（大澤径子議員） あとはよろしいですね。

○11番（四方田 実議員） それでは、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 監査委員から、定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願ひします。



### ◎発言の申し出

○議長（大澤径子議員） 先ほどの林議員の質問に対する答弁を求められておりますので、これを許します。  
健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） み～な子ども公園のトイレの緊急時の設備でございますが、大変遅くなりまして、申しわけございません。

真ん中の多目的トイレについては、ボタンを押すと照明が点灯したり、ブザーが鳴ったりという設備が

ついております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 勤労福祉センター、温水プールの関係でございますけれども、非常用ボタンが障害者トイレに設置されてございます。それと、火災報知機でございますが、更衣室、ロビー、事務室へ設置されております。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それなりについているという部分で、安心もあるのですけれども、要望としまして、どちらの施設についても、高齢の方が利用したりする場合があります。また、火災報知機については、何年も前から個人宅を含めて設備することが法によって定められておりますので、できるだけ早いうちにつけてもらいまして、また緊急時というのは、いろいろな意味であります。トイレの中というのは非常に冷えますので、いろいろな病気や何か出たりします。どうしても場所柄、簡単にのぞくというわけにもいきませんので、比較的押しやすい場所に、場所については健康福祉課長のほうが専門家かと思ひますけれども、そういったことを含めて早急に整備をお願いしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

---

○議長（大澤徑子議員） 執行部において、行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。  
町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 諸報告を申し上げます。

9月以降執行した入札につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、報告いたしますので、お目通しのほどお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。



### ◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤徑子議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤徑子議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



---

◇

◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

---

◇

◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。

平成24年第4回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 新 井 康 夫

署 名 議 員 大 野 喜 明